

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

第 17 回 定時株主総会 || 招集ご通知

日時：2025年6月24日(火曜日)午前10時

場所：ヒルトン東京お台場

1階 ペガサス

東京都港区台場一丁目9番1号

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

天色 amairo

インターネット及び郵送による議決権行使期限

6月23日(月曜日) 18時まで

議決権行使書 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 様 議決権行使書 議決権行使書 議決権行使書	議決権行使書 議決権行使書 議決権行使書	議決権行使書 議決権行使書 議決権行使書
--	----------------------------	----------------------------

議決権行使書副票(右側)



スマートフォンにより簡単に議決権行使が可能です。



三越伊勢丹ホールディングス

(証券コード 3099)

ごあいさつ



取締役代表執行役社長 CEO

細谷 敏幸

株主の皆さまには、日頃より格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

第17回定時株主総会を2025年6月24日に開催いたしますので、招集ご通知をお届けいたします。

2022年4月より進めてきた3ヶ年計画が本年3月に終了し、グループ全体で一丸となり環境の変化や様々なリスクに対応してきた結果、当初掲げた各目標を大きく伸ばし、また、2024年度は前年度をさらに上回り、営業利益、経常利益ともに過去最高の実績を達成することができました。

3ヶ年計画では、マスを対象とした旧来型の百貨店業から、「個」のお客さまのニーズを汲み取りお応えしてい

く「個客業」へのビジネスモデル変革を進めてきました。国内外より来店される高感度で上質な消費を求めるお客さまと「個」で繋がり、ニーズやご要望にあった商品・サービスが提供できるよう引き続き実行してまいります。2025年4月よりスタートしている現中期経営計画では、ビジネスモデル転換をさらに進め、グループの各事業の強みを生かした連携を推進し、長期に目指す「お客さまの暮らしを豊かにする特別な百貨店を中核とした小売グループ」の実現に向け新たな価値創造をグループ全体で推進してまいります。

引き続き、株主の皆さまの一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

こころ動かす、 ひとの力で。

三越伊勢丹グループ企業理念

詳しくはこちら



(証券コード 3099)

2025年6月3日

(電子提供措置の開始日 2025年5月23日)

東京都新宿区新宿五丁目16番10号

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス

取締役代表執行役社長 細谷敏幸

株 主 各 位

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり第17回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第17回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.imhds.co.jp/corporate/ir/stockholder/meeting/index.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに議決権行使をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第17期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 書面交付請求された株主さまへ交付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載していません。なお、監査委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象省類を監査していません。
 - ①事業報告
 - 【当社グループの現況に関する事項】
 - 財産および損益の状況の推移
 - 主要な事業内容
 - 主要な営業所および事業所
 - 従業員の状況
 - 【会社の株式に関する事項】
 - 【会社の新株予約権等に関する事項】
 - 【会社役員に関する事項】
 - 社外役員に関する事項
 - 責任限定保険の内容
 - 役員等賠償責任保険契約の内容
 - 【会計監査人に関する事項】
 - 【業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項】
 - 【剰余金の配当等の決定に関する方針】
 - 【コーポレート・ガバナンスに関する取り組み】
 - ②連結計算書類
 - 連結貸借対照表・連結損益計算書・連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（ご参考）
 - 連結株主資本等変動計算書・連結注記表
 - ③計算書類
 - 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表
 - ④監査報告
 - 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
 - 会計監査人 監査報告書
 - 監査委員会 監査報告書
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにご修正内容を掲載させていただきます。
 - 議決権行使のお取り扱いにつきましては、次ページのご案内をご参照ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主さまの大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使をお願い申し上げます。

- ①株主総会にご出席いただく場合は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
- ②議決権行使書面において、賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ③株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方は会場にご入場いただけませんので、ご注意ください（お身体の不自由な株主さまの同伴の方を除きます）。



各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

郵送で議決権を行使される場合

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後6時到着分まで



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる行使方法のご案内については次頁をご参照ください。

インターネットで議決権を行使される場合

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後6時まで

機関投資家の皆さまへ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社三越伊勢丹ホールディングス 御中

株主総会日 議決権の数
2024年6月24日 股

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。
2024年6月 日

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議案	原案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否

議決権の数 1 股といたします。

お願い
1. 当株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権行使書用紙をご提出ください。
①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
②スマートフォンでログイン用QRコードを読み取ったうえで、「ログインコード」を画面下部の「ログイン」ボタンにてログインし、議決権を行使してください。
3. 第2号議案において、候補者の一部の項につき異なる意思を表明される場合は、株主総会参考書類の候補者欄をご記入ください。

ログイン用QRコード
ログインID
パスワード 株主総会参加

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

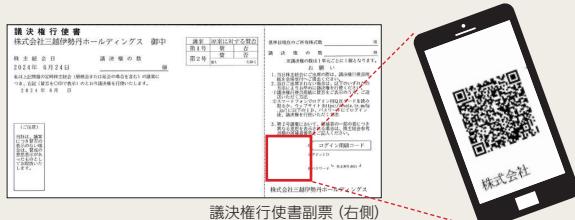
インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)より実施いただくものです。

二次元コードを読み取る方法

「ログインID」「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンにて同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用二次元コード」を読み取ります。



議決権行使書副票(右側)

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、2025年6月23日(月曜日)の午後6時まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト(午前2時30分～午前4時30分取り扱い休止)

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトへアクセスする。
- 2 ログインする。

- 1 「ログインID」・「仮パスワード」を入力
- 2 「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトのご利用に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

■ 議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

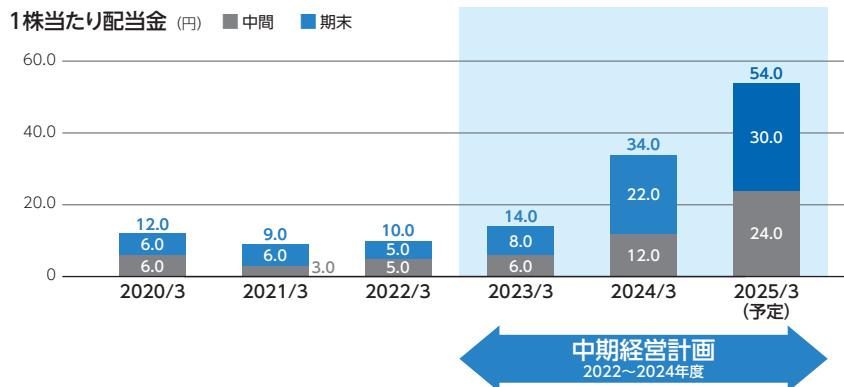
当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆さまへの利益還元を行っております。配当につきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準の維持と利益成長にあわせた中長期的な増配を基本方針としております。

第17期の期末配当金につきましては、2025年3月期の連結営業利益および連結経常利益が通期計画を上回ったことを踏まえ、1株につき30円とさせていただきます。これにより、中間配当金24円を加えた年間配当金は1株につき54円となり、前期より20円の増配となります。

期末配当金に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 30円
総額 10,962,294,750円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月25日

配当金の推移



第2号議案

取締役9名選任の件

現任取締役9名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期が満了いたします。

つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当
1	ほそ や とし ゆき 細 谷 敏 幸 再任	男性	取締役代表執行役社長 CEO
2	いし づか ゆ き 石 塚 由 紀 再任 非執行	女性	取締役 監査委員会委員長
3	まき の よし のり 牧 野 欣 功 再任	男性	取締役執行役常務 経営戦略領域管掌 CFO
4	あん どう とも こ 安 藤 知 子 再任 非執行 社外 独立	女性	社外取締役 報酬委員会委員長 監査委員会委員
5	お ち ひとし 越 智 仁 再任 非執行 社外 独立	男性	社外取締役 指名委員会委員 監査委員会委員
6	いわ もと とし お 岩 本 敏 男 再任 非執行 社外 独立	男性	社外取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員
7	すけ の けん じ 助 野 健 児 再任 非執行 社外 独立	男性	社外取締役 指名委員会委員 監査委員会委員
8	まつ だ ち え こ 松 田 千 恵 子 再任 非執行 社外 独立	女性	社外取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員
9	ふじ た なお すけ 藤 田 直 介 新任 非執行 社外 独立	男性	

1

ほそ や とし ゆき
細谷敏幸

再任



■ **生年月日** 1964年7月1日生

■ **取締役在任年数**
4年

■ **所有する当社の株式数** 86,000株

■ **当事業年度の取締役会等への出席状況**
取締役会
9回中9回

略歴、地位および担当

1987年4月 (株)伊勢丹入社	2021年4月 当社代表執行役社長CEO
2015年4月 (株)三越伊勢丹執行役員	(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員 (現任)
2017年4月 当社執行役員	2021年6月 当社取締役代表執行役社長CEO (現任)
2018年4月 (株)岩田屋三越代表取締役社長執行役員	2021年9月 新光三越百貨股份有限公司董事 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員
 新光三越百貨股份有限公司董事

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、婦人服・宝飾・時計、中小型店舗事業等の営業部門、海外出向のほか、経営企画部長として当社の経営戦略の立案に従事し、また、2018年には(株)岩田屋三越の社長を務め、同社の業績向上に大きく貢献する等、当社グループにおける幅広い業務経験を有しております。当社の代表執行役社長就任後も、卓越したリーダーシップを発揮し、長期ビジョン、中期経営計画の策定、グループ企業理念の再整理等、企業価値向上に向けた取り組みを精力的に実行し、2023年度には、当社グループ統合以来最高の営業利益、2024年度には、さらにその数値を上回る営業利益を実現しました。

指名委員会は、候補者が中期経営計画の実行・達成に向けリーダーシップを発揮することに加え、将来を見据えた長期計画の具現化に向けて、当社グループのさらなる企業価値向上に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。

2

いし づか ゆ き
石 塚 由 紀

再 任

非執行



■ 生年月日 1962年6月11日生

■ 取締役在任年数
3年

■ 所有する当社の株式数 33,000株

■ 当事業年度の取締役会等への出席状況
取締役会 9回中9回
監査委員会 15回中15回

略歴、地位および担当

1985年 4月 (株)伊勢丹入社

2015年 4月 (株)三越伊勢丹執行役員

2017年 4月 当社執行役員

(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ代表取締役社長

2021年 4月 (株)仙台三越代表取締役社長

2022年 6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、幅広い商品領域の経験を有し、当社執行役員に就任して以降、当社子会社の(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ社長、(株)仙台三越社長を務め、経営戦略、事業構造改革の推進、当該子会社のデジタル化を推進し、既存事業モデルの変革を実現するとともに、内部人財の育成支援に尽力する等、グループの発展に寄与してまいりました。2022年に当社取締役就任後は、監査委員会委員、委員長として実効性のある監査・モニタリング体制の整備に尽力してきました。

指名委員会は、非業務執行取締役として取締役会でその役割を果たしつつ、監査委員会委員長として経営の監督機能の強化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。

3

まきのよし のり
牧野 欣功

再任



■ **生年月日** 1966年12月2日生

■ **所有する当社の株式数** 48,500株

■ **取締役在任年数**
2年

■ **当事業年度の取締役会等への出席状況**
取締役会
9回中9回

略歴、地位および担当

1990年4月	(株)伊勢丹入社	2021年8月	新光三越百貨股份有限公司董事（現任）
2016年4月	(株)三越伊勢丹フードサービス（現(株)エムアイ フードスタイル） 取締役執行役員	2022年4月	当社執行役常務CSDO兼CFO
2019年4月	(株)三越伊勢丹取締役執行役員	2023年6月	当社取締役執行役常務CSDO兼CFO
2020年4月	同取締役常務執行役員	2025年4月	当社取締役執行役常務経営戦略領域管掌CFO （現任）
2021年4月	当社執行役常務CSDO兼CHRO （株）ジェイアール西日本伊勢丹取締役（現任）		(株)三越伊勢丹取締役（現任）

重要な兼職の状況

(株)ジェイアール西日本伊勢丹取締役
 新光三越百貨股份有限公司董事
 (株)三越伊勢丹取締役

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、人事・労務・経営企画部門における豊富な本社スタッフの経験に加え、(株)エムアイフードスタイル、(株)三越伊勢丹の総務人事部門の責任者として、グループの経営戦略・人事戦略の基盤構築に貢献してまいりました。2021年以降、当社執行役常務としてCSDO、CHRO、CFOを務め、当社グループの長期ビジョンや中期経営計画の策定、株主還元方針の見直し等資本政策の推進に尽力しております。

指名委員会は、候補者が有する当社グループにおける幅広く豊富な経験を活かし、当社グループの業務執行責任者を兼務する者として、取締役会においてその役割を適切に果たし、当社グループの企業価値向上にさらに貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。

4

あん どう とも こ
安藤 知子

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



■ 生年月日 1959年7月18日生

■ 所有する当社の株式数 2,300株

■ 取締役在任年数
3年

■ 当事業年度の取締役会等への出席状況

取締役会 報酬委員会 監査委員会
9回中9回 9回中9回 15回中15回

略歴、地位および担当

1982年4月	日産自動車(株)入社	2008年8月	日本ロレアル(株)入社 人事本部
1991年3月	日本コカ・コーラ(株)入社		シニアHRマネジャー
1993年1月	同グローバルブランドマーケティングブランドマネジャー	2011年3月	同副社長
1996年12月	マスターフーズリミテッド（現マースジャパンリミテッド）入社	2022年6月	当社社外取締役（現任）
2006年1月	同パーソナル&オーガニゼーションピープル・パイプラインマネジャー	2023年1月	(株)オープン・ザ・ドア代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

(株)オープン・ザ・ドア代表取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、日・米・欧の世界有数のグローバル企業においてブランドマーケティング、営業企画、戦略人事に関する豊富な知識と経験を有するとともに、企業経営者としての高い見識、経験を有しております。当社においても、取締役会にて多様な視点に基づいた有益な助言を行うとともに、報酬委員会委員長として当社の役員報酬制度についての審議および個別報酬額等の決定にかかわる審議に貢献しました。また、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。

指名委員会は、候補者が公正・中立の立場から当社の経営を適切に監視し、また企業経営、マーケティング、経営人材育成における専門的見地から積極的に発言することで、報酬委員会委員長、監査委員会委員として当社グループの企業価値のさらなる向上に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者となりました。

5 お ち 越 智 ひとし 仁

再 任
非執行
社外取締役候補者
独立役員



■ 生年月日 1952年10月21日生

■ 所有する当社の株式数 1,300株

■ 取締役在任年数
2年

■ 当事業年度の取締役会等への出席状況

取締役会	指名委員会	監査委員会
9回中9回	7回中7回	15回中15回

略歴、地位および担当

1977年4月	三菱化成工業(株) (現三菱ケミカル(株)) 入社	2015年6月	(株)三菱ケミカルホールディングス 取締役 代表執行役社長
2010年6月	(株)三菱ケミカルホールディングス (現三菱ケミカルグループ(株)) 取締役常務執行役員	2017年4月	三菱ケミカル(株)取締役社長 (代表取締役)
2012年4月	三菱レイヨン(株) (現三菱ケミカル(株)) 取締役 社長 (代表取締役) 兼社長執行役員	2021年4月	(株)三菱ケミカルホールディングス 取締役
2015年4月	(株)三菱ケミカルホールディングス 代表取締役 取締役社長	2021年6月	同特別顧問
		2023年6月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

該当なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、(株)三菱ケミカルホールディングスの経営に携わり、サステナビリティ経営を掲げ、同社のビジネスモデルを変革し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、M&Aによる大胆な事業構造改革と事業基盤の強化に貢献してまいりました。また、同社の機関設計を指名委員会等設置会社に変更し、透明性・客観性を確保しつつ、機動的な経営体制を構築する等、企業経営に関する豊富な経験とIT・DX、ガバナンスに関する深い知見を有しております。

指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験と知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、今後は取締役会議長として当社の取締役会の活性化やガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。

6

いわもととしお
岩本敏男

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



■ 生年月日 1953年1月5日生

■ 取締役在任年数
2年

■ 所有する当社の株式数 1,200株

■ 当事業年度の取締役会等への出席状況

取締役会	指名委員会	報酬委員会
9回中9回	7回中7回	9回中9回

略歴、地位および担当

1976年4月	日本電信電話公社入社	2018年6月	同相談役
2004年6月	㈱エヌ・ティ・ティ・データ (現㈱NTTデータグループ) 取締役	2020年6月	㈱大和証券グループ本社社外取締役 (現任)
2007年6月	同取締役常務執行役員	2022年6月	東日本旅客鉄道㈱社外取締役 (現任)
2009年6月	同代表取締役副社長執行役員	2023年6月	当社社外取締役 (現任)
2012年6月	同代表取締役社長	2024年3月	住友林業㈱社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

㈱大和証券グループ本社社外取締役
 東日本旅客鉄道㈱社外取締役
 住友林業㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、㈱NTTデータグループの経営に長年携わり、同社のシステム開発やグローバルブランドの確立を遂行する等、企業経営に関する豊富な経験と、IT・デジタル、グローバルビジネスに関する深い知識を有するとともに、国内有数の上場企業の社外取締役を務めた経験によるガバナンスの深い知見を有しております。指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験と知識・知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員長、報酬委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。

7 助野 健児

再任
非執行
社外取締役候補者
独立役員



生年月日 1954年10月21日生

所有する当社の株式数 2,600株

取締役在任年数
1年

当事業年度の取締役会等への出席状況

取締役会※ 指名委員会※ 監査委員会※
8回中8回 6回中6回 12回中12回

略歴、地位および担当

1977年4月	富士写真フィルム(株)入社	2021年6月	富士フィルムホールディングス(株)代表取締役会長
2012年6月	富士フィルムホールディングス(株)執行役員 富士フィルム(株)取締役執行役員		富士フィルム(株)取締役会長(現任)
2013年6月	富士フィルムホールディングス(株)取締役執行役員	2023年6月	富士フィルムホールディングス(株)取締役会長(現任)
2016年6月	同代表取締役社長グループ最高執行責任者 富士フィルム(株)代表取締役社長最高執行責任者	2024年6月	当社社外取締役(現任)
	富士ゼロックス(株)(現 富士フィルムビジネスイノベーション(株)) 取締役(現任)	2025年3月	住友林業(株)社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

富士フィルムホールディングス(株)取締役会長
富士フィルム(株)取締役会長
富士フィルムビジネスイノベーション(株)取締役
住友林業(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、富士フィルムグループにおいて、長年にわたり経理・経営企画部門に携わり、米国法人ではCFOを務めるなど、財務会計に関する高い見識を有しています。社長就任後は、積極的なM&Aの推進・グローバル化加速・効率的な経営の徹底・人的リソースの最大活用およびグループガバナンスの強化に取り組み、企業価値向上を推し進めました。社長・会長、取締役会議長として取締役会(執行・監督)の機能強化を主導し、議論活発化を進めるなど豊富な経験を有しております。

指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験、知識、知見を当社経営の監督に活かすとともに指名委員会委員、監査委員会委員として、当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。

※開催回数および出席回数については、取締役就任以降を対象としています。

8

まつ だ ち え こ
松田千恵子

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



生年月日 1964年11月18日生

所有する当社の株式数 600株

取締役在任年数
1年

当事業年度の取締役会等への出席状況

取締役会※ 指名委員会※ 報酬委員会※
8回中8回 6回中6回 8回中8回

略歴、地位および担当

1987年4月	(株)日本長期信用銀行入行	2020年6月	(株)IHI社外取締役(現任)
1998年10月	ムーディーズジャパン(株)入社	2023年6月	旭化成(株)社外取締役(現任)
2001年9月	(株)コーポレートディレクション パートナー		豊田通商(株)社外取締役(現任)
2006年10月	ブーズ・アンド・カンパニー(株)ヴァイスプレジデント(パートナー)	2024年6月	当社社外取締役(現任)
2011年4月	東京都立大学経済経営学部教授(現任) 同大学院経営学研究科教授(現任)		

重要な兼職の状況

東京都立大学経済経営学部教授
 東京都立大学大学院経営学研究科教授
 (株)IHI社外取締役
 旭化成(株)社外取締役
 豊田通商(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、金融・資本市場業務および経営コンサルティング業務を通じた豊富な経験と幅広い知識を有し、財務・コーポレートガバナンスに関する企業経営の研究者として非常に高い専門性を有しています。また、これらに基づいた企業戦略・財務戦略等を専門分野として、複数企業の社外取締役・指名委員会委員長、監査委員会委員長などを経験し、監督・モニタリングを通じたガバナンスの向上に注力し、多数の実績を有しております。候補者は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、指名委員会は、当社がステークホルダーを強く意識したサステナビリティ経営を目指す中で、その専門性を当社経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、報酬委員会委員として、当社のガバナンスのさらなる高度化により企業価値向上に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者となりました。

※開催回数および出席回数については、取締役就任以降を対象としています。

9

ふじ た なお すけ
藤田直介

新任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



■ 生年月日

1962年11月19日生

■ 所有する当社の株式数

0株

略歴、地位および担当

1987年 4月	弁護士登録、アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所	2005年 5月	外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所パートナー
1996年 1月	同事務所パートナー	2009年 3月	ゴールドマン・サックス証券(株)法務部長、マネージング・ディレクター
1998年11月	ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券(株)）東京支店ヴァイス・プレジデント	2017年 6月	特定非営利活動法人LGBTQとアライのための法律家ネットワーク共同代表（現任）
2001年 1月	同法務副部長、マネージング・ディレクター	2020年10月	年金積立金管理運用独立行政法人、ジェネラル・カウンセル
2003年 7月	太陽法律事務所(Paul Hastings Janofsky & Walker特定共同事業) パートナー	2021年 3月	同法人法務室長
		2023年 4月	高橋修平法律事務所弁護士シニア・フェロー（現任）

重要な兼職の状況

高橋修平法律事務所弁護士シニア・フェロー
 特定非営利活動法人LGBTQとアライのための法律家ネットワーク共同代表

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、長年にわたり法律事務所において弁護士として、組織においては法務担当者として、企業が直面する多種多様な金融・ファイナンス分野や国際案件等に取り組んでまいりました。国内外企業の取引法務に加え、法務機能の構築・強化をはじめとするガバナンスの助言を行うなど、グローバルに活躍する大規模組織における法律家として、企業の持続的成長を支援する高度な専門知識・経験を有しております。また、組織内さらに組織外においても、NPO法人に参画するなど、人権課題解決に取り組んでおります。

候補者は、会社の経営に直接関与したことはありませんが、指名委員会は、候補者が有する法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点や豊富な企業法務経験を、当社経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、監査委員会委員として、当社ガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、新たに取締役候補者としてしました。

(注記)

1. 非業務執行取締役候補者である石塚由紀氏および社外取締役候補者である安藤知子、越智仁、岩本敏男、助野健児、松田千恵子の5氏とは、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容は6氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。6氏の再任が承認された場合、当社は6氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。さらに、社外取締役候補者である藤田直介氏の選任が承認された場合、当社は新たに上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。藤田直介氏を除く候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれております。また、藤田直介氏については、新たに被保険者に含む予定であります。
3. 助野健児氏の兼職先である富士フィルムホールディングス(株)、富士フィルム(株)、富士フィルムビジネスイノベーション(株)と当社子会社との間には取引がありますが、過去3年間ににおける当社との取引額は当該各事業年度における連結売上高のいずれも1%未満であります。また、同氏を含め、他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
4. 岩本敏男氏は2019年6月から2023年6月まで(株)IHIの社外監査役を務め、また、松田千恵子氏は2020年6月に同社の社外取締役に就任し、現在に至っておりますが、同社の連結子会社である(株)IHI原動機におきまして、同社が製造する船舶用エンジンおよび陸上用エンジンの試運転記録に不適切な修正が行なわれていたことが判明し、2024年4月に公表され、同年10月に再発防止策を含む最終報告書が公表されました。また、本年3月には、公正取引委員会より、(株)IHIの連結子会社であるIHI運搬機械(株)の機械式駐車装置事業におきまして、独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。同社は、公正取引委員会に対し、課徴金減免制度の適用申請を通じて自主的に違反行為を申告し、これが認められたことから、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれも受けておりません。
岩本敏男氏は、上記2事案が判明するまでこれらの事案を認識しておらず、在任期間中、法令遵守の視点に立った意見・提言を行っており、その職務を適切に遂行しておりました。
松田千恵子氏は、上記2事案が判明するまでこれらの事案を認識しておらず、従前より法令遵守や内部統制の重要性について適時提言を行っており、これらの事案の判明後は、原因究明のための徹底した調査・分析の実施を指示するとともに、再発防止策の策定や実行について適宜提言を行ない、それらの進捗をモニタリングするなど、その職責を果たしております。
5. 当社は、安藤知子、越智仁、岩本敏男、助野健児、松田千恵子の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。また5氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し届け出る予定であります。さらに、藤田直介氏の選任が承認された場合、同氏を新たに独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。

=ご参考=

独立社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めており、以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定しております。

- ①当社グループの業務執行者
- ②当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人
- ③当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者
- ④当社グループの主要な借入先の業務執行者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家など
- ⑥当社の発行済株式総数の5%以上の株式を保有している株主またはその業務執行者
- ⑦過去3年間において上記①から⑤に該当していた者
- ⑧上記①から⑤の配偶者または二親等以内の親族

※なお、②③の「主要な取引先」とは「当社と当該取引先の連結ベースの年間取引額が、過去3年間において一度でも両者いずれかの連結ベースの年間総取引額の1%を超える取引があった取引先」を、④の「主要な借入先」とは「当社グループの借入金残高が、事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える借入先」を、⑤の「一定額」とは「過去3年間のいずれかの年度において1千万円以上」を意味します。

=ご参考=

取締役会で備えるべきスキルとその選定理由

当社の取締役会は、当社グループ全体のガバナンス機能を果たすとともに、重要な経営事項の決定の役割を担っています。経営・執行のモニタリング、グループの経営方針や内部統制等重要事項の決定に加えて、目指す姿の実現に向けた助言や支援機能を取締役会の重要な要素と捉え、取締役会の備えるべきスキルを特定しています。

グループの中長期的に目指す旧来型の百貨店業から「接客業」へのビジネスモデル変革にあたり、多様で幅広い意見や専門的知見を取り入れられるよう取締役会の構成バランスや適正な規模を重要視しています。なお、これらの要件は、外部環境や内部与件に応じて変化することを念頭に、適宜見直しを図ってまいります。

取締役会で備えるべきスキル



また、当社の取締役会は、上記で設定している備えるべきスキルに留まらず、社会課題に向き合う姿勢（サステナビリティの視点）や高い倫理観を前提としており、その役割を果たしていくために、全取締役が備えるべき要件と位置付けております。

スキルの選定理由

項目	選定理由・内容
企業経営	企業経営、とりわけ上場企業のトップの経験・知見を活かし、当社グループの中長期経営計画策定に向けた助言や経営の総合的監督を担うにあたり、必要な経験としました
グローバル	今後、当社グループが国内のみならずグローバル市場においてビジネスを拡大していくにあたり、その経験、知見を重要なスキルとして設定しました
流通・マーケティング	当社グループが事業ポートフォリオの変革に向け「接客業」として成長していくために知見・ノウハウが必要な重要分野として設定しました
DX・ITセキュリティ	お客さまや取引先さま、従業員が安心して当社と取引をしていただくために、ITやデジタルは欠かせないツールとなっており、当社の基盤を担うために必要な分野として設定しました
ファイナンス・会計	成長投資と財務基盤の健全なバランスを保ち、持続的に成長していくために、財務や会計に関わる専門スキルが重要と考え設定しました
ガバナンス・リスクマネジメント	健全で公正な事業活動を行っていくために、ガバナンス・リスク対策に関わる知識や知見は、事業運営・監督に必要なスキルとして設定しました
人事・人材マネジメント	当社では、ミッションの実現に「ひとの力」を重要な資産と位置付けており、その育成や安心・安全を担保することが成長に繋がると考え、重要スキルとして設定しました

＝ご参考＝

スキルマトリクス・所属を予定する委員会

当社では、取締役会として必要なスキルに留まらず、全取締役が高い倫理観やコンプライアンス遵守の精神を持ち合わせ、誠実・公正公平な人柄であることを前提と考えております。

取締役候補者の選定にあたっては、取締役会全体で幅広い視点と適正規模を両立できるよう「経験」「専門性」「知見・ノウハウ」に分類し、バランスが取れるよう考慮しています。

なお、下記は各氏の経験等を踏まえて、特に活躍を期待する領域・分野を示しており、有するすべての知見を表すものではありません。

●＝期待するスキル（知識・経験・能力を有する分野） ☆＝委員長

候補者氏名		指名委員会	報酬委員会	監査委員会	企業経営	グローバル	流通・マーケティング	DX・ITセキュリティ	ファイナンス・会計	ガバナンス・リスクマネジメント	人事・人材マネジメント
細谷 敏幸	再任				●	●	●				
石塚 由紀	再任	非執行		☆			●			●	●
牧野 欣功	再任							●	●		●
安藤 知子	再任	社外・非執行 独立役員	☆	✓		●	●				●
越智 仁	再任	社外・非執行 独立役員			●		●	●			
岩本 敏男	再任	社外・非執行 独立役員	☆	✓	●	●		●			
助野 健児	再任	社外・非執行 独立役員	✓		✓	●	●		●		
松田 千恵子	再任	社外・非執行 独立役員	✓	✓					●	●	●
藤田 直介	新任	社外・非執行 独立役員	✓		✓	●				●	●

委員会委員数	社内	0	0	1
	社外	4	3	3
	合計	4	3	4

※越智仁氏をご承認いただいた場合、本定時株主総会終結後の取締役会において同氏を取締役会議長に選定する予定です。

※本議案をご承認いただいた場合、指名・報酬・監査の各委員会の構成及び委員長は上記とする予定です。

以上

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

業績ハイライト

売上高	5,555億円 前期比 103.6%	▲	営業利益	763億円 前期比 140.4%	▲
経常利益	881億円 前期比 147.2%	▲	親会社株主に 帰属する 当期純利益	528億円 前期比 95.0%	▲

【ご参考】 総額売上高 13,036億円 (前期比 106.5%)

当社グループを取り巻く環境

当連結会計年度における我が国経済は、物価上昇により賃上げの動きが広がり雇用・所得環境の改善が進む中で個人消費は回復基調で推移しました。また、小売業を含む非製造業は、相対的に堅調な状況が続いており、訪日外国人の増加は、それを下支えています。訪日外国人によるインバウンド消費額は年々増加し、2024年度も過去最高を記録しました。特に、2024年の百貨店における訪日外国人による売上は、前年を大きく上回り過去最高を記録しております。この売上高は、コロナ禍前の2019年を上回る水準に達しており、百貨店業界の活気を取り戻す大きな要因となっています。

一方、世界経済においては欧州や中東の地政学リスクや、各国の金融引き締め政策継続による景気の下振れリスク、急激な為替変動等の影響に対する懸念が見られました。また、世界的インフレによってエネルギーや原材料価格が高騰し、国内においても所得の伸びを上回る物価上昇に、一部において消費に慎重になる傾向も見受けられ、消費の二極化がこれまで以上に進むなど、景気の先行きは依然不透明な状況が続いています。

連結業績の概要

こうした環境下において当社グループは、「三越伊勢丹グループ 企業理念」のミッションとして「こころ動かす、ひとの力で。」を掲げ、「お客さまの暮らしを豊かにする“特別な”百貨店を中核とした小売グループ」というビジョンの実現に向け、中期経営計画（2022～2024年度）に基づいて事業活動を進めてまいりました。

中期経営計画の最終年度である当連結会計年度は、第1フェーズである「百貨店の再生」を大幅進展させ、「館」にお客さまを集客するマス向けのビジネスモデルである“館業”から、「個」のお客さまとつながる”個室業”への変革に向け取り組みを強化してまいりました。特にマスから個へのマーケティングの取り組みにより、識別顧客数・識別顧客売上高が増加し、個室とのつながりの深化で1人あたり年間購買額も着実に増加傾向にあります。また同時に次期「まち化準備」フェーズに向けた取り組みを加速させるべく、地域百貨店や関係会社の事業構造改革への注力、「百貨店の科学*」のグループ会社への浸透による経費コントロールを推し進め、国内百貨店事業を中心とした経営効率の大幅な改善により財務体質を盤石にするよう図ってまいりました。

これらの取り組みを進めた結果、売上高は5,555億円、営業利益は763億円、経常利益は881億円、親会社株主に帰属する当期純利益は528億円となりました。

*百貨店の科学：科学的視点を取り入れ、経費や要員などをコントロールするための基準等を策定した手引書

※【ご参考】として記載した「総額売上高」につきましては、「収益認識に関する会計基準」等の適用前の数値です。

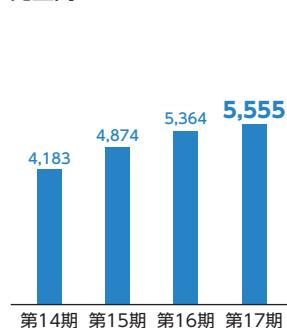
(2) 財産および損益の状況の推移

当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

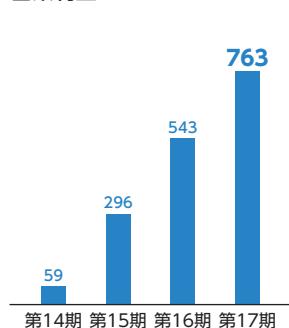
項目	期	第14期	第15期	第16期	第17期
		【2021年度】 2021年4月～2022年3月	【2022年度】 2022年4月～2023年3月	【2023年度】 2023年4月～2024年3月	【2024年度】 2024年4月～2025年3月 <当連結会計年度>
売上高	(百万円)	418,338	487,407	536,441	555,517
営業利益	(百万円)	5,940	29,606	54,369	76,313
経常利益	(百万円)	9,520	30,017	59,877	88,123
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	12,338	32,377	55,580	52,814
1株当たり当期純利益	(円)	32.36	84.82	145.79	142.42
総資産	(百万円)	1,168,574	1,217,308	1,225,103	1,205,726
純資産	(百万円)	517,660	552,519	600,824	602,878
1株当たり純資産	(円)	1,341.41	1,430.07	1,582.36	1,646.23
自己資本比率	(%)	43.80	44.86	48.48	49.89

(注記) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

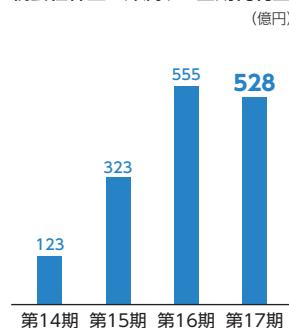
売上高 (億円)



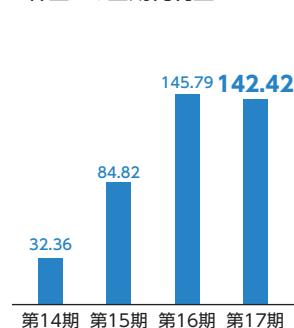
営業利益 (億円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)

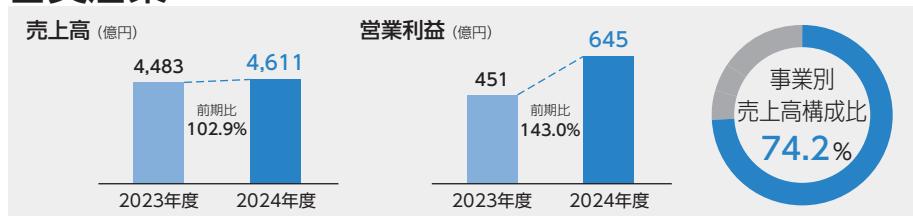


1株当たり当期純利益 (円)



(3) 事業別の概況

百貨店業



国内百貨店においては、伊勢丹新宿本店や三越銀座店を中心に入店客数が大幅に伸びました。また、免税売上高の大幅な伸びに加えて、外商やエムアイカード会員などの識別顧客による売上が拡大しました。

当社グループでは、上質で豊かな生活を求めるお客さまの消費ニーズにお応えする「高感度上質戦略」を推進しており、伊勢丹新宿本店や三越銀座店のリモデルにより新規に導入したコンテンツ・MDが好調に推移しました。地域百貨店においては、高感度上質消費を志向する全国のお客さまのご要望にお応えするため、伊勢丹新宿本店・三越日本橋本店への送客や商品の取り寄せを可能とする「拠点ネットワーク戦略」の取り組みを強化したことで、売上が拡大しました。

「個客とつながるCRM戦略」としては、伊勢丹新宿本店「丹青会」、三越日本橋本店「逸品会」などの両本店のお得意様向けのご招待会に加えて、各店で上位個客に向けた独自のおもてなし企画を実施しました。その結果、首都圏の都心店舗だけでなく地域店舗においても前年実績を大きく上回り、国内百貨店計で過去最高の総額売上高を更新しております。さらなる戦略の推進に向け、2025年3月には海外個客向けアプリ「MITSUKOSHI ISETAN JAPAN」や年会費無料の「エムアイカード ベーシック」を導入し、個客の識別化に向けた取り組みを強化しております。

合わせて、経費コントロールの取り組みを引き続き強化したことで、大幅な収益の改善につながりました。

海外店舗では、2023年8月にレストランをリモデルオープンした米国三越の売上が引き続き好調に推移し、前年実績を大きく上回りました。また、マレーシアにおいても、先行してリモデルオープンしたKLCC店の食品エリアが全体を牽引し、売上が堅調に推移しております。



■国内百貨店業の売上高

会社別・店別	金額 (百万円)	構成比 (%)	前年比 (%)	
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	161,653	20.9	105.7
	三越銀座店	124,186	16.0	118.5
	伊勢丹新宿本店	421,283	54.3	112.1
	伊勢丹立川店	31,859	4.1	98.8
	伊勢丹浦和店	36,288	4.7	93.3
合計	775,271	100.0	110.0	
(株)札幌丸井三越	62,764	—	103.6	
(株)函館丸井今井	5,740	—	93.5	
(株)仙台三越	26,347	—	95.4	
(株)新潟三越伊勢丹	33,995	—	94.6	
(株)静岡伊勢丹	15,286	—	97.4	
(株)名古屋三越	63,200	—	102.5	
(株)広島三越	9,415	—	85.4	
(株)高松三越	22,458	—	100.3	
(株)松山三越	4,554	—	91.4	
(株)岩田屋三越	132,948	—	106.8	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	71,820	—	103.3	

- (注記) 1. 会社別・店別売上高の金額は、「収益認識に関する会計基準」等を適用する前の総額売上高で記載しております。
 2. (株)ジェイアール西日本伊勢丹は当社の持分法適用関連会社であります。

■(株)三越伊勢丹の商品別売上高

商品別	金額 (百万円)	構成比 (%)	前年比 (%)
衣料品	251,490	32.4	111.0
身のまわり品	123,090	15.9	112.5
雑貨	221,690	28.6	117.3
家庭用品	19,525	2.5	101.8
食料品	133,848	17.3	99.9
その他	25,625	3.3	96.2
合計	775,271	100.0	110.0

(注記) 商品別売上高の金額は、「収益認識に関する会計基準」等を適用する前の総額売上高で記載しております。

クレジット・金融・友の会業



クレジット・金融・友の会業は、好調なグループ百貨店からの牽引に加え、割賦手数料やマーケティング事業収入の拡大などにより、売上が前年実績を上回りました。また、収支構造改革の推進が奏功し、販売管理費の抑制につながり、2024年度は前年度に続き増益となっております。なお、新たな金融サービスである伊勢丹新宿本店時計売場における商品保証サービスは当初計画の加入率を達成し、新規カード入会にもつながるなど、将来の事業拡大に向けた戦略推進に寄与しています。2025年3月には新たに会員数拡大に向けた「エムアイカード ベーシック」を導入し、足元のカード獲得件数は大きく伸長しております。引き続き百貨店事業を通じてつながったすべての識別顧客の暮らし全般に関わるご要望にお応えするべく、今後も金融サービスのラインアップを拡充してまいります。

不動産業



不動産業は、新宿エリアの保有物件における賃料収入増加や建装事業のグループ間での連携強化により受注が増え、増収増益となりました。

高品質な内装・造作家具、自社工場による高い品質と技術力を強みとする株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインでは、外部の大型開発案件のホテルやオフィス、ブランドショップ改装の施工を中心に売上が拡大し、増収となりました。

その他



クイーンズ伊勢丹などのスーパーマーケット事業や食品のOEM製造事業を展開している株式会社エムアイフードスタイルは、三越伊勢丹のグループ力を活かしたプライベートブランドの販路拡大やOEM受注拡大、エムアイカード会員に向けたキャンペーンの実施など、グループでの取り組みを強化しました。2024年11月にはJR埼京線十条駅の再開発地区に「クイーンズ伊勢丹十条店」を新規オープンし、販路を拡大しています。

旅行業の株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベルは、国内旅行では、毎年ご好評頂いているチャータークルーズ催行、海外旅行では独自の欧州リバークルーズの増発に加えてイタリア4大モニュメントの貸切見学など、希少性の高い特別企画旅行を展開しました。加えて、円安傾向や海外での物価高の影響を受けながらも原価管理と経費コントロールを徹底したことにより、大幅な増収増益となりました。

広告・メディア事業の株式会社スタジオアルタは、屋外広告やデジタルサイネージ等の百貨店の広告メディア販売事業が堅調に推移しました。また、グループ会社の広告制作を集約させた効果が継続し、大幅な増収増益となりました。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注記) 1	合計	調整額 (注記) 2	連結計算書類 計上額 (注記) 3
	百貨店業	クレジット・ 金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	458,219	19,983	24,319	502,522	52,994	555,517	－	555,517
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,917	14,449	5,220	22,587	43,099	65,687	△65,687	－
計	461,136	34,433	29,539	525,110	96,094	621,204	△65,687	555,517
セグメント利益	64,563	5,743	3,615	73,921	2,079	76,000	313	76,313
セグメント資産	1,004,881	220,917	119,532	1,345,331	46,220	1,391,551	△185,825	1,205,726
その他の項目								
減価償却費	16,927	2,034	547	19,509	4,879	24,389	△175	24,213
減損損失 (注記) 4	2,381	－	－	2,381	8,962	11,343	－	11,343
持分法適用会社への投資額	120,035	－	－	120,035	－	120,035	－	120,035
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	23,503	1,946	346	25,797	6,423	32,220	△134	32,085

(注記) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額313百万円は、セグメント間取引消去、未実現利益等であります。

(2)セグメント資産の調整額△185,825百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3)減価償却費の調整額△175百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4)有形固定資産および無形固定資産の増加額の調整額△134百万円は、セグメント間取引消去およびセグメント間未実現利益等であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、114百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額の総額は320億円となりました。その主なものは、株式会社三越伊勢丹における設備投資で169億円です。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(6) 事業の譲渡等の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、各国の金融政策を背景とした物価情勢や資本市場の動向、地政学リスクが与える影響に注視が必要な状況が継続しています。一方、世界人口および国内富裕層の増加など成長が見込まれる要素も顕在化しております。当社グループはこのような複雑化する事業環境下において、グループを取り巻く「リスクと機会」を見定めながら、社会・事業環境の変化に先回りし、グループの基盤と将来に向けた成長分野への投資を強化してまいります。

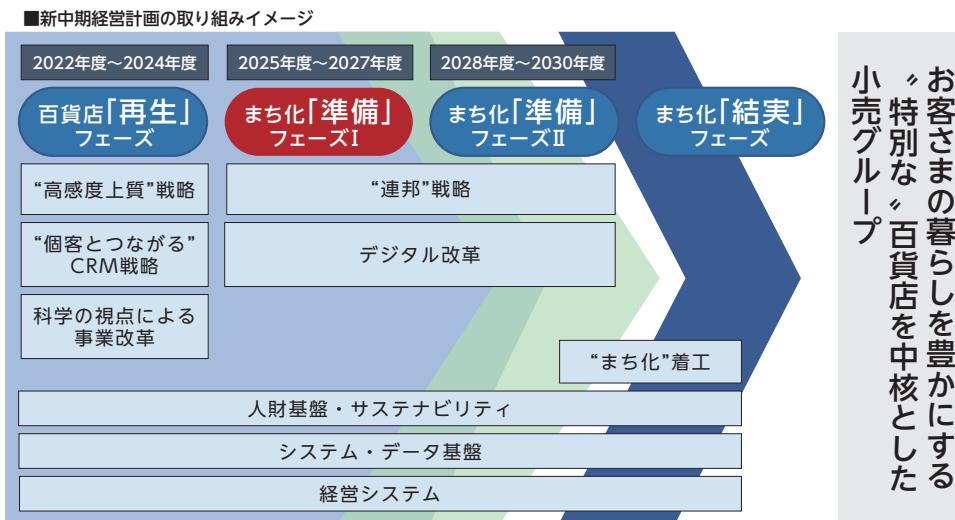
また、当社グループはこの度、新たに2025年度から2030年度までの6ヶ年の新中期経営計画を策定しました。2025年度から始まる新中期経営計画は、前半の3ヶ年（2025～2027年度）を“連邦”を手段にした“個客業”への変革期間（まち化準備フェーズⅠ）、後半の3ヶ年（2028～2030年度）を個客業プロセス活動を進化させ、まち化を本格始動する期間（まち化準備フェーズⅡ）としており、この6年間は当社グループにおいてその先の成長に向けた重要な期間と捉えています。新中期経営計画を推進することで、グループビジョンである「お客さまの暮らしを豊かにする“特別な”百貨店を中核とした小売グループ」の実現を目指してまいります。

■新中期経営計画（2025～2030年度）について

(1) 全社戦略

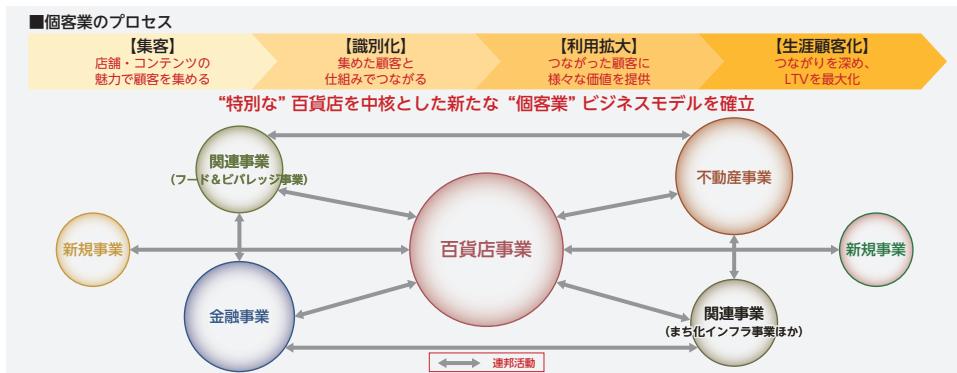
① 中長期ステップ

デパートメントストア宣言から120年が経過した今、“館業”（=マス向けビジネスモデル）から、“連邦”と“まち化”を手段に、“個客業”への変革と進化を実現させます。まち化準備フェーズでは、“連邦”を手段に各事業の連携を深め、世界基準の“個客業”の確立を目指します。結実フェーズでは、“まち化”を手段に世界中のお客さまを集め、世界で傑出した“個客業”への進化を目指します。



② 個客業への変革と進化

世界中からお客さまを集め、識別化し、繋がったお客さまに多様な顧客価値を提案していきます。加えて、グループ間の力を連結させ、新たな事業機会の獲得によって利益を拡大します。



(2) 事業戦略

主な事業	戦略
百貨店事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まち化の中核としての“特別な”百貨店へ <ul style="list-style-type: none"> ・まち化の中核として、圧倒的な独自性により世界中から顧客を集める“特別な”百貨店を目指します。 ・新たな中分類の構築や館のグローバル化などによって基幹店を進化させて、高感度上質店舗化を推進します。加えて、個客接点の拡大に向け、デジタル接点改革によりデジタルのまち化を構築します。 ・海外顧客向けアプリや年会費無料の「エムアイカード ベーシック」を導入し、顧客の識別化を強化します。 ・全国各店の顧客にグループコンテンツを提供する連邦ネットワークの取り組みに加え、ONEグループ外商としてメンバーシップクラブ化と、海外外商機能による世界中の個客とのつながりの深化に取り組み、個客の利用拡大を図ります。 ・百貨店のカスタマープログラムをグループ全体のプログラムへ拡大し、個客の生涯顧客化に取り組みます。 ◆ 基幹3店「高感度上質店舗化」の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹店舗（伊勢丹新宿本店・三越日本橋本店・三越銀座店）が三越伊勢丹らしさとそれぞれのコンセプトで独自性を磨き、「新たな価値」を創造します。また、MDバランスを最適化し、さらなる発展を遂げ、世界で傑出した百貨店を目指します。 ◆ 地域百貨店の安定黒字化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域百貨店ビジネスモデルの進化と“百貨店の科学”の更なる進展により、地域の高感度上質消費を支える唯一無二の存在を目指します。 ・科学の視点で3つの改革（組織要員改革、収支構造改革、店舗構造改革）を推進し、“百貨店の科学”をさらに進展させて、事業単体で営業黒字化を目指します。 ・各エリアの集客・識別化の推進と拠点ネットワークによる利用拡大により、地域百貨店のビジネスモデルを進化させて、安定黒字化（営業利益率 3%水準）を目指します。 ・識別化した個客に向けて、グループインフラ・コンテンツの利用を促すことによって連邦利益を拡大させ、さらなる収益向上を目指します。

主な事業	戦略
不動産事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ “まち化” 実現に向けた不動産開発計画の具体化に加え、建装事業・物流事業のユニークポイントを強化します。 ・ 不動産開発計画に向けて、「ホテル・レストラン・エンタメ」などの高感度上質コンテンツを探索しながら、先行してホテル事業の具体化を進めていきます。 ・ 主な取り組みとして2025年度～2027年度は、各エリアの開発計画の精緻化を推進するとともに、コンテンツ・用途・事業機会を探索します。 ・ 2028年度～2030年度は先行案件に着手し、コンテンツ・用途と事業機会を具体化します。 ・ 建装事業では、高感度上質「建装マーケット」の席卷を目指し、オフィスのエグゼクティブフロアや住宅の上質リノベーションなどの高付加価値案件の獲得を強化します。 ・ 物流事業では、百貨店物流で培った物流ノウハウを活かし、まち化に向けたホテルやオフィスの外部受託などの取り組みにより、サービスの外部展開を強化します。
金融事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ のれんの価値とグループ顧客基盤を活かし、当社ならではの付加価値を提供する金融サービス業を確立させます。 ・ カード領域では、ラインナップを刷新してグループ顧客のカード会員化を強化します。また、与信額やポイント制度を見直すことにより、百貨店内外のカード利用促進やファイナンス利用の強化に取り組みます。 ・ 金融領域では、百貨店ならではの新規金融サービスをエムアイカード顧客に加えて、三越伊勢丹アプリ顧客にも提供して収益拡大を目指します。
国内関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ BtoB、BtoCビジネスの拡大により、各事業の収益拡大とビジネスモデルを進化させます。 ・ 各事業のユニークポイント活用によるグループ内製化をさらに推進します。 ・ 識別顧客や店舗、外商などのグループアセットをグループ各社で最大限活用しながら、まち化事業機会への参画などにより外部営業を強化し、収益拡大を目指します。

三越伊勢丹グループの「サステナビリティ経営」について

当社グループはすべての企業活動の原点である「三越伊勢丹グループ企業理念」のもとでサステナビリティ経営に取り組んでいます。企業理念の再整理、新中期経営計画を踏まえ、2024年度に重点取り組み（マテリアリティ）の見直しを実施し、新たに、4つの重点取り組みを特定し直しました。社会の様々な課題に向き合いながら、事業活動を通じてその解決に寄与し、企業価値の向上を図ることで豊かな未来と持続可能な社会の実現を目指します。

■三越伊勢丹グループサステナビリティ 重点取り組み（マテリアリティ）

<p>重点取り組み① 人・地域をつなぐ</p>	<p>お客さまのより豊かなライフスタイルの実現に貢献するため、人の想いや感性に触れ合える場づくりのほか、各地域の文化や伝統、名製品の紹介など、人と地域をつなぐ取り組みを推進しています。</p>
<p>重点取り組み② 持続可能な 環境・社会をつなぐ</p>	<p>気候変動や人権尊重など、サプライチェーンに関わる社会課題への取り組みを通じて、持続可能な社会を次世代に引き継いでいくための企業基盤を構築していきます。</p>
<p>重点取り組み③ ひとの力の最大化</p>	<p>企業理念のミッション「こころ動かす、ひとの力で。」にあるように、従業員一人一人の「ひとの力の最大化」の実現が当社グループの価値向上につながるという考え方のもと、継続的な人的資本投資を実施していきます。</p>
<p>重点取り組み④ グループガバナンス・ コミュニケーション</p>	<p>健全かつ透明性の高いグループガバナンス体制の構築と強化による企業価値の最大化を目指し、継続的なコーポレート・ガバナンス改革や内部統制システムの充実、ステークホルダーとのエンゲージメント活動を推進しています。</p>

■外部評価

当社グループのこれまでの取り組みが評価され、MSCI ESGレーティングで最高評価「AAA」を獲得したほか、社外から高い評価を得ています。



■具体的な取り組み

① 人・地域をつなぐ

◆文化と伝統の振興・継承

三越伊勢丹プロパティ・デザインでは、長年培った独自の技術を活かし、歴史的な建造物や家具の修繕にも取り組んでいます。杉並区の「国指定史跡荻外荘（近衛文麿旧宅）復原・整備プロジェクト」では、実物が残っていない家具の推定復原に取り組みました。

当社グループは、これらの活動を通じて、文化・伝統事業への貢献を続け、お客さまの豊かな未来の創造に寄与してまいります。



② 持続可能な環境・社会をつなぐ

◆環境への対応

社会からの要請が高まっている気候変動への対応に取り組んでいます。気候変動の緩和を目指し、SBT短期目標認証の取得に向けたコミットメントを提出いたしました。具体的には、店舗への太陽光由来の電源を含む再生可能エネルギーの導入を進めており、日本橋三越本店の本館では、100%再生可能エネルギーで賄っています。これらの取り組みを通じて、持続可能な環境と社会の実現に向けて貢献してまいります。

◆サプライチェーン・マネジメントの推進

持続可能なサプライチェーンの実現に向けて、人権デュー・ディリジェンスに取り組んでいます。お取引先からのアンケートを基に人権リスクマップを作成し、重点リスクに対してはお取引先との対話の確認事項に盛り込み、是正や防止、リスクの低減に向けた協議を進めています。また、「人権救済外部窓口」を設置し、さらに実効性を高めてまいります。

③ ひとの力の最大化

◆人財マネジメント方針「人と組織の基本的な考え方」

当社グループが持続的な成長を続けるうえで最も大切な資本は「従業員一人一人の持つ個の力」であると考えています。2024年度より“グループにおける人財マネジメント方針”として「人と組織の基本的な考え方」を策定しました。この方針の中で、「従業員」・「上司」・「会社」の役割を明確にし、それぞれが三位一体で取り組みを進めることで、「個客業」への変革に向けて、グループ従業員一人一人の「マインドチェンジと行動変容」を促進していきます。

(8) 重要な子会社等の状況 (2025年3月31日現在)

①子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	本店所在地	事業内容
(株)三越伊勢丹	10,000百万円	100.0	東京都新宿区	百貨店業 不動産業
(株)札幌丸井三越	100百万円	100.0	北海道札幌市中央区	百貨店業
(株)函館丸井今井	50百万円	100.0	北海道函館市	百貨店業
(株)仙台三越	50百万円	100.0	宮城県仙台市青葉区	百貨店業
(株)新潟三越伊勢丹	100百万円	100.0	新潟県新潟市中央区	百貨店業
(株)静岡伊勢丹	100百万円	100.0	静岡県静岡市葵区	百貨店業
(株)名古屋三越	50百万円	100.0	愛知県名古屋市中区	百貨店業
(株)広島三越	50百万円	100.0	広島県広島市中区	百貨店業
(株)高松三越	50百万円	100.0	香川県高松市	百貨店業
(株)松山三越	50百万円	100.0	愛媛県松山市	百貨店業
(株)岩田屋三越	100百万円	100.0	福岡県福岡市中央区	百貨店業
伊勢丹 (中国) 投資有限公司	104,321千米ドル	100.0	中国 上海市	百貨店業
イセタン (シンガポール) Ltd.	91,710千シンガポールドル	100.0	シンガポール	百貨店業
イセタンオブジャパンSdn. Bhd.	20,000千マレーシアリング	100.0	マレーシア クアラルンプール市	百貨店業
米国三越 INC.	25,000千米ドル	100.0	アメリカ フロリダ州	百貨店業
(株)エムアイカード	1,100百万円	100.0	東京都中央区	クレジット・ 金融業

(注記) 当社の出資比率は、(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越および(株)エムアイカードは直接、その他は間接保有であります。

②持分法適用関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	本店所在地	事業内容
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	100百万円	40.0	京都府京都市下京区	百貨店業
(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ	50百万円	33.4	東京都中央区	不動産業
新光三越百貨股份有限公司	12,459百万台湾ドル	43.4	台湾 台北市	百貨店業
One Bangkok Tower 4 Company Limited	3,563百万タイバーツ	25.1	タイ バンコク市	不動産業

(注記) 当社の出資比率は、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、One Bangkok Tower 4 Company Limitedは直接、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズは間接、新光三越百貨股份有限公司は直接および間接保有であります。

③特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
(株)三越伊勢丹	東京都新宿区新宿三丁目14番1号	431,756百万円	640,487百万円

(9) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当企業集団は、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、不動産業およびその他の4事業を行っております。

(10) 主要な営業所および事業所 (2025年3月31日現在)

①百貨店業<国内>

名 称		所在地
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	東京都中央区
	三越銀座店	東京都中央区
	伊勢丹新宿本店	東京都新宿区
	伊勢丹立川店	東京都立川市
	伊勢丹浦和店	埼玉県さいたま市浦和区
(株)札幌丸井三越	丸井今井札幌本店	北海道札幌市中央区
	札幌三越店	北海道札幌市中央区
(株)函館丸井今井		北海道函館市
(株)仙台三越		宮城県仙台市青葉区
(株)新潟三越伊勢丹		新潟県新潟市中央区
(株)静岡伊勢丹		静岡県静岡市葵区
(株)名古屋三越	栄店	愛知県名古屋市中区
	星ヶ丘店	愛知県名古屋市中区
(株)広島三越		広島県広島市中区
(株)高松三越		香川県高松市
(株)松山三越		愛媛県松山市
(株)岩田屋三越	岩田屋本店	福岡県福岡市中央区
	岩田屋久留米店	福岡県久留米市
	福岡三越店	福岡県福岡市中央区
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	ジェイアール京都伊勢丹	京都府京都市下京区

<海外>

名 称	所在地
イセタン (シンガポール) Ltd.	シンガポール
イセタンオブジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール市
米国三越 INC.	アメリカ フロリダ州
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市
One Bangkok Tower 4 Company Limited	タイ バンコク市

②クレジット・金融・友の会業

名 称	所在地
(株)エムアイカード	東京都中央区
(株)エムアイ友の会	東京都中央区

③不動産業

名 称	所在地
(株)三越伊勢丹	東京都新宿区
(株)三越伊勢丹プロパティ・デザイン	東京都新宿区
(株)伊勢丹会館	東京都新宿区

(11) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の従業員の状況

	従業員数 (名)	前期末比較増減
百貨店業	6,498	▲653名
クレジット・金融・友の会業	570	▲36名
不動産業	296	15名
その他	1,557	128名
合計	8,921	▲546名

(注記) 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

(12) 主要な借入先および借入額 (2025年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の主要な借入先

借入先名	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	13,186
株式会社三井住友銀行	13,186
三井住友信託銀行株式会社	5,000
シンジケートローン	25,000

(注記) 借入額には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,500,000,000 株

(2) 発行済株式の総数

当事業年度末 380,262,554 株 (前期末比較減 17,002,500 株)
(注記) うち自己株式数は、14,852,729 株であります。

(3) 株主数

当事業年度末 315,582 名 (前期末比較増 27,781 名)

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	61,080,600	16.72
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	30,429,400	8.33
公益財団法人三越厚生事業団	13,204,832	3.61
JP MORGAN CHASE BANK 385864	9,794,700	2.68
三越伊勢丹グループ取引先持株会	7,247,378	1.98
清水建設株式会社	6,200,000	1.70
明治安田生命保険相互会社	5,697,279	1.56
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,154,300	1.14
三越伊勢丹グループ従業員持株会	3,826,386	1.05
大樹生命保険株式会社	3,806,300	1.04

(注記) 持株比率は自己株式 (14,852,729株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況

取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除き、執行役を含む)	12,900	3
取締役 (社外取締役)	3,800	6
取締役ではない執行役	6,800	2

(注記) 上記株式は、当社の株式報酬制度に基づき交付されたものです。

(6) その他株式に関する重要な事項

(自己株式の取得および消却の実施について)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会決議により、以下の通り、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得し、取得した自己株式の全株式を会社法第178条の規定に基づき消却いたしました。

- ・ 取得および消却した株式の種類 普通株式
- ・ 取得および消却した株式の総数 5,910,500株
- ・ 株式の取得価額の総額 14,999,787,900円
- ・ 取得期間 2024年5月15日～2024年10月25日
- ・ 消却日 2024年11月29日

また当社は、2024年11月13日開催の取締役会決議により、以下の通り、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得し、取得した自己株式の全株式を会社法第178条の規定に基づき消却いたしました。

- ・ 取得および消却した株式の種類 普通株式
- ・ 取得および消却した株式の総数 4,223,700株
- ・ 株式の取得価額の総額 9,999,850,400円
- ・ 取得期間 2024年11月14日～2025年3月14日
- ・ 消却日 2025年3月31日

3 会社の新株予約権等に関する事項 (2025年3月31日現在)

当事業年度末日において当社取締役および執行役が保有している新株予約権等の状況

区分	名称	個数(個)	保有者数(名)
取締役 (社外を除く)	第 29 回 新株予約権	57	1
取締役 (社外)	該当ありません。		
執行役	第 33 回 新株予約権	80	1

上記の新株予約権の内容の概要は以下のとおりであります。

第29回新株予約権 (2017年10月13日発行)

- ・新株予約権の数 (発行時点) 1,683個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 (発行時点) 当社普通株式 168,300株 (新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額 1個当たり121,400円 (1株当たり1,214円)
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり100円 (1株当たり1円)
- ・新株予約権を行使することができる期間 2018年11月1日から2033年10月13日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員 (当社のグループ役員規程に定義される。) のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第33回新株予約権 (2019年7月2日発行)

- ・新株予約権の数 (発行時点) 1,233個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 (発行時点) 当社普通株式 123,300株 (新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額 1個当たり85,400円 (1株当たり854円)
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり100円 (1株当たり1円)
- ・新株予約権を行使することができる期間 2020年8月1日から2035年7月2日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員 (当社のグループ役員規程に定義される。) のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

4 会社役員に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 取締役および執行役の氏名等

①取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役 (代表執行役社長)	細 谷 敏 幸		(株)三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員 新光三越百貨股份有限公司 董事
取締役	石 塚 由 紀	監査委員会委員長	
取締役 (執行役常務)	牧 野 欣 功		(株)ジェイアール西日本伊勢丹 取締役 新光三越百貨股份有限公司 董事
取締役(社外)	橋 本 副 孝	取締役会議長	東京八丁堀法律事務所 代表パートナー弁護士・所長 コクヨ(株) 社外取締役
取締役(社外)	安 藤 知 子	報酬委員会委員長 監査委員会委員	(株)オープン・ザ・ドア 代表取締役
取締役(社外)	越 智 仁	指名委員会委員 監査委員会委員	
取締役(社外)	岩 本 敏 男	指名委員会委員長 報酬委員会委員	(株)大和証券グループ本社 社外取締役 東日本旅客鉄道(株) 社外取締役 住友林業(株) 社外取締役
取締役(社外)	助 野 健 児	指名委員会委員 監査委員会委員	富士フィルムホールディングス(株)取締役会長 富士フィルム(株)取締役会長 富士フィルムビジネスイノベーション(株)取締役 住友林業 (株) 社外取締役
取締役(社外)	松 田 千 恵 子	指名委員会委員 報酬委員会委員	東京都立大学経済経営学部教授 東京都立大学大学院経営学研究科教授 (株)IHI社外取締役 旭化成(株)社外取締役 豊田通商(株)社外取締役

②執行役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表執行役社長	細谷 敏 幸	C E O	(株)三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員 新光三越百貨股份有限公司 董事
執行役常務	牧 野 欣 功	C F O兼CSDO	(株)ジェイアール西日本伊勢丹 取締役 新光三越百貨股份有限公司 董事
執行役常務	金 原 章	C A O兼C R O兼 C H R O	
執行役常務	山 下 卓 也	C M O	

(注記)

1. 取締役のうち、細谷敏幸、牧野欣功の両氏は、執行役を兼務しております。
2. 当社は、社外取締役である橋本副孝、安藤知子、越智仁、岩本敏男、助野健児、松田千恵子の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 監査委員の助野健児氏は、長年にわたり経理・企画部門に携わり、米国法人ではCFOを務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 非業務執行取締役の石塚由紀氏は、常勤の監査委員会委員であります。当社は、監査の実効性を高めるために、常勤の監査委員会委員を選定することとしております。
5. 当社は、2025年4月1日付で、以下のとおり執行役の選任を行っております。

代表執行役社長 細谷 敏幸 (CEO)

執行役常務 牧野 欣功 (CFO)

※CFO：チーフ・ファイナンシャル・オフィサー

執行役常務 金原 章 (CAO兼CRO)

※CAO：チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー

※CRO：チーフ・リスク・オフィサー

執行役常務 山下 卓也 (CMO) ※CMO：チーフ・マーチャンダイジング・オフィサー

6. 各社外取締役およびその重要な兼職先と当社との間に、社外取締役としての職務を遂行するうえで、問題となる特別な関係はありません。社外取締役の所属する団体と当社との間には以下の取引がありますが、社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
助野健児氏の兼職先である富士フィルムホールディングス(株)、富士フィルム(株)、富士フィルムビジネスイノベーション(株)と当社子会社との間には取引がありますが、過去3年間における当社との取引額は当該各事業年度における両社の連結売上高のいずれも1%未満であります。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

当社は、当事業年度中の2024年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役の異動がありました。

①新任 <2024年6月24日付>

取締役 (社外)

取締役 (社外)

助野 健児

松田 千恵子

②退任 <2024年6月24日付>

取締役 (社外)

取締役 (社外)

土井 美和子

古川 英俊

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役の石塚由紀氏、および社外取締役の橋本副孝、安藤知子、越智仁、岩本敏男、助野健児、松田千恵子の6氏と、当社定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容は7氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は(株)三越伊勢丹ホールディングス、(株)三越伊勢丹の取締役、執行役、監査役および執行役員であり、当該保険契約により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。なお、すべての被保険者の保険料を当社が負担しております。また、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による悪意または重大な過失がある場合の賠償金等については、填補の対象外としています。

(5) 取締役および執行役の報酬等の額

役員区分	対象となる 役員の数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			(固定報酬) 基本報酬	(業績連動報酬 等) 賞与	(非金銭報酬等) 株式報酬
取締役	11	137	120	-	17
(うち社外取締役)	(8)	(97)	(84)	(-)	(13)
執行役	4	337	146	126	64
計	15	475	266	126	82

(注記)

- 上記の取締役の報酬等には2024年6月24日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名への支給額を含めております。
- 取締役を兼務する執行役については、取締役としての支給分と執行役としての支給分とに分けて記載しており、員数については取締役と執行役の員数に重複して記載しております。
- 執行役への賞与は、業績に連動する算定方法を導入しており、その評価指標として全社営業利益額と全社ESG指標を使用しております。上記賞与額は、2024年4月から2025年3月を対象期間とし、2025年7月に支給する予定の未払賞与額を記載しております。
- 当社は譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。非金銭報酬等には、この譲渡制限付株式に係る費用のうち、2025年3月期中に費用計上した額を記載しております。また、当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況につきましては、「会社の株式に関する事項」に記載しております。

(6) 取締役および執行役 (以下、「執行役等」) の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

◆役員報酬に関する基本原則

- 当社は執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針として「役員報酬に関する基本原則」を定めており、その内容の概要は以下のとおりです。以下の4点を基本原則とすることで健全な企業家精神の発揮に資するインセンティブ付けをしております。

- ①株主と役員の間利害一致の促進
- ②業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大
- ③（目標達成時における）産業界全般における比較において遜色の無い水準の提供
- ④評価方法や報酬決定方法の客観性・透明性の確保

・上記「役員報酬に関する基本原則」に基づき、社外取締役のみで構成される法定の報酬委員会において、報酬に関する方針の決定や個別報酬額を審議し、決定しております。
同委員会においては、役員報酬制度が当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしてより一層機能するよう検討を継続しております。

◆報酬構成

（執行役）※取締役兼務を含む

基本報酬 × 12ヶ月	賞与 基本報酬 × 5ヶ月分 (支給率1.00の場合)	株式報酬 基本報酬 × 5ヶ月分
-------------	--------------------------------------	------------------------

（非業務執行取締役）※社外取締役を含む

基本報酬 × 12ヶ月	← 株式報酬 基本報酬 × 2ヶ月分
-------------	-----------------------

◆基本報酬

- ・執行役等の基本報酬は、報酬委員会にて審議された報酬テーブルに基づき、毎月定額で支払われます。
- ・基本報酬は、毎期、外部のコンサルティング会社の職務分析・評価の手法を参考に作成した個人別報酬額案の妥当性を報酬委員会にて審議し、決定しております。

◆賞与（業績連動報酬）

・執行役においては、報酬原則を反映し、目標達成を強く動機づけるために、下記の業績連動型賞与体系を導入しております。

【1】賞与支給額算出式

執行役：基準賞与額（月額基本報酬（5ヶ月）× 全社業績支給率 × 全社ESG指標）

【2】全社業績支給率

当社として目指すべき営業利益目標額を達成した場合の支給率を1.00（100%）とし達成度に応じて支給率は下限0.00（0%）～上限なしで比例配分となるように設計しております。当連結会計年度の営業利益は763億円であり、目標額に対して約250%を達成しております。その結果、全社業績支給率は2.03となりました。

【3】全社ESG指標

中長期のサステナビリティ推進目標の実現に向けた動機づけとして、2023年度より役員賞与への評価にESG指標を導入しております。指標KPIについては毎期判断し決定することとしており、基準賞与額×全社業績支給率で算定された賞与に対し±5%の変動幅で達成度合いが反映されるように設計しております。

◆株式報酬（非金銭報酬）

- 株主価値の向上に対する意識を高めることを目的として、一定期間の譲渡制限を付した自社株を付与し、株主と役員との利害一致を図る「譲渡制限付株式報酬制度」を導入しております。

（譲渡制限付株式報酬制度）

金銭報酬債権額	執行役（取締役兼務者含む）： 月額基本報酬×5ヶ月分 非業務執行取締役： 月額基本報酬×2ヶ月分
割当株数の算出	個別金銭報酬債権 ÷ 基準株価※1（100株未満切り捨て）
譲渡制限期間	30年間※2

※1 割当決議日の前取引日（当該日に株価が付かない場合はその前取引日）の東京証券取引所における当社株式の終値

※2 任期満了もしくは当社取締役会が正当と認める理由による譲渡制限期間中に退任の場合は譲渡制限を解除

◆当事業年度に係る執行役等の個人別報酬等の内容が「役員報酬に関する基本原則」に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

- 報酬委員会においては個人別報酬等の内容について
 - 基本報酬については、役位・職務に応じた個人ごとの金銭報酬として算出されていること
 - 賞与については、目指すべき全社業績目標と結果に連動した金銭報酬であること
 - 株式報酬については、株主と利害の一致するインセンティブ報酬であることを委員会の審議の中で確認しており、これにより報酬委員会は、当事業年度に係る執行役等の個人別報酬等の内容が「役員報酬に関する基本原則」に沿うものであると判断しております。
- また報酬水準については、上記の基本原則「③産業界全般における比較において遜色の無い水準の提供」を踏まえ、ベンチマーク対象を産業界全般（プライム市場上場企業）と設定のうえ、数多くの上場企業が参加する報酬サーベイに每期参画し、年間報酬総額の水準が目指すべき全社業績目標額達成時に平均相当となるよう報酬委員会にて検証しております。
- なお、2025年5月13日開催の報酬委員会において、当社グループの中期経営計画の達成意欲をより一層向上させるため、当社執行役等を対象に、中期経営計画の業績に連動した株式報酬制度に改定を実施いたしました。
今般改定いたしました株式報酬制度につきましては、当社ウェブサイトにて適時開示の内容（「当社執行役等を対象とした報酬制度改定に関するお知らせ」）をご覧ください。
詳細はこちら <https://pdf.irpocket.com/C3099/vAfC/ZVvB/LZbw.pdf>

(7) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動

区分	氏名	取締役会等への出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要
取締役	橋本 副孝	取締役会 8回／9回 指名委員会 1回／1回	<p>同氏は、企業法務に代表される弁護士としての専門的見地と、監査に関する深い知見によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、取締役会議長として経営のモニタリング強化にリーダーシップを発揮しております。</p>
取締役	安藤 知子	取締役会 9回／9回 報酬委員会 9回／9回 監査委員会 15回／15回	<p>同氏は、マーケティング分野および人事・人材マネジメント領域における豊富な知識と経験によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また報酬委員会では、取締役等の役員報酬制度の方針の決定にあたり、委員長として客観性と透明性のある議事運営に努めております。</p> <p>さらに監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っております。</p>
取締役	越智 仁	取締役会 9回／9回 指名委員会 7回／7回 監査委員会 15回／15回	<p>同氏は、企業経営に関する豊富な経験とIT・DX、ガバナンスに関する深い知見によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等の審議、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定しております。</p> <p>さらに監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っております。</p>
取締役	岩本 敏男	取締役会 9回／9回 指名委員会 7回／7回 報酬委員会 9回／9回	<p>同氏は、企業経営に関する豊富な経験とIT・デジタル、グローバルビジネスに関する深い知見によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等の審議、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定にあたり、委員長として客観性と透明性のある議事運営に努めております。</p> <p>さらに報酬委員会では、取締役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社役員の個別報酬額等の決定を行っております。</p>

区分	氏名	取締役会等への出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要
取締役	助野 健児	取締役会 8回／8回 指名委員会 6回／6回 監査委員会 12回／12回	<p>同氏は、企業経営に関する豊富な経験と、財務・会計に関する知識およびガバナンスに関する知見によって、当社経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案を審議し、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定しています。</p> <p>さらに監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っています。</p>
取締役	松田千恵子	取締役会 8回／8回 指名委員会 6回／6回 報酬委員会 8回／8回	<p>同氏は、金融・資本市場業務の豊富な経験と、財務・コーポレートガバナンスに関する企業経営の研究者として有している専門性により、当社経営の監督・モニタリングを通じたガバナンス向上に貢献することが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等を審議し、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定しています。</p> <p>さらに報酬委員会では、取締役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社役員の個別報酬額等の決定を行っています。</p>

(注記)

1. 橋本副孝氏は、2024年6月24日の第16回定時株主総会後の取締役会において、指名委員会委員長を退任しましたので、記載の出席状況は株主総会前までのものです。
2. 助野健児、松田千恵子の両氏は、2024年6月24日の第16回定時株主総会において取締役に就任したため、就任後の取締役会等への出席状況を記載しています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	117百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	240百万円

- (注記) 1. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第4項の同意をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、イセタン（シンガポール）Ltd.およびイセタンオブジャパン Sdn. Bhd.は当社の会計監査人以外の監査法人に計算関係書類の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項および第6項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が会計監査人を解任いたします。

6 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システム構築の基本方針

株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「当社」という。）は、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備し、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図ってまいります。

1. コーポレートガバナンス・グループ管理統制体制

「当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

（会社法第416条1項1号ホ、会社法施行規則第112条2項4号）

「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

（会社法施行規則第112条2項5号）

- (1)当社および当社子会社（以下「当社グループ」と総称する。）は、会社法等の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制体制）について、社内規程の整備・運用、所管部門の設置、計画・方針の策定その他の体制の整備を行い、健全かつ堅固な経営体制構築に努める。
- (2)取締役会を「取締役会規程」に則り定例および臨時に開催し、取締役会において法令上取締役会に付議しなければならない事項（以下「法定の付議事項」という。）を中心に決議するとともに執行役の業務執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。
- (3)取締役会の意思決定および監督の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち過半数を社外取締役とする。
- (4)取締役会は法定の付議事項を中心に決議し、他の重要案件の意思決定は原則として執行役に権限委譲する。執行役を中心メンバーとする執行役会にてそれら重要案件を審議のうえ決議・決定する。
- (5)当社子会社の自主性を尊重しつつ、当該子会社を所管する部署を設置し、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該子会社に取締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。

2. コンプライアンス体制

「当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

（会社法第416条1項1号ホ、会社法施行規則第112条2項4号）

「子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

（会社法施行規則第112条2項5号二）

- (1)当社グループの全役職員（取締役、執行役、執行役員及び使用人）の職務執行が法令および定款に適合することを確保するため、「三越伊勢丹グループ行動規範」を制定し、当社グループ全体に周知・徹底させる

- こととともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識や倫理観の醸成を図る。
- (2)コンプライアンスを所管する担当役員、部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3)当社グループの経営上の重要なコンプライアンス課題について、網羅性のある検証、及び横断的対応策の検討を行うため、C A Oを委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
- (4)当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、役職員等からの内部通報窓口として「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

3. リスクマネジメント体制

「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」(会社法施行規則第112条2項2号)
「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」(会社法施行規則第112条2項5号口)

- (1)当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメントを所管する担当役員、部署、担当を設置し、当社グループのリスクマネジメントの管理・統制を図る。また当該部署は、当社グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを推進する。
- (2)当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、C R Oを委員長とするリスクマネジメント委員会を設置する。
- (3)当社グループにおける事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (4)リスク発生の際の対策本部設置など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (5)リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、当社グループに周知・徹底させる。
- (6)当社子会社においても、事業内容や規模に応じて必要なリスク管理体制の整備を促進することにより、職務遂行に伴うリスクをグループとして適切に管理・統制する。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」(金融商品取引法第24条の4の4)

- (1)当社グループにおける適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行うとともに、当該リスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (3)真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。

- (4)財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (5)モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (6)財務報告に係る内部統制に関するIT（情報インフラ）に対し、情報漏洩や不正アクセスの防止等を含めた適切な対応を行う。

5. 情報保存管理体制

「当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」（会社法施行規則第112条2項1号）

- (1)執行役および取締役の職務の執行に関する文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料とともに記録・保管・管理する。
- (2)文書管理規程において、文章管理責任者を定め、重要文書管理方法を周知の上、運用の徹底を図り適切に行う。
- (3)会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役、執行役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

6. 効率的職務執行体制

「当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

（会社法施行規則第112条2項3号）

「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

（会社法施行規則第112条2項5号ハ）

「当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」

（会社法施行規則第112条2項5号イ）

- (1)執行役の職務の分掌や指揮命令関係は取締役会で適切に決定する。
- (2)チーフオフィサー制を採用し、代表執行役社長から重要な担当領域を委任されたチーフオフィサーは、複数の部門にまたがる当社グループ全体の課題に関する統括業務の推進を行う。
- (3)当社グループ各社は、経営目標を定めるとともに、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- (4)その他職務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」等においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- (5)当社グループの経営管理の基本方針などを定め、規程を制定するとともに、各当社子会社と経営管理契約等を締結する。また、「グループ意思決定手続規程」「グループ会社管理規程」に基づき、当社子会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としての効率性を追求する。
- (6)当社グループの経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。

7. 内部監査体制

「当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」
(会社法第416条1項1号ホ、会社法施行規則第112条2項4号)

「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

(会社法施行規則第112条2項5号ニ)

- (1)内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (2)内部監査部門は当社グループの内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (3)内部監査部門の監査により、当社および当社子会社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (4)内部監査部門は、必要に応じ監査委員会(当社子会社においては監査役)および会計監査人との間で協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努める。

8. 監査委員会スタッフに関する事項

「当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項、および当該取締役および使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項」(会社法施行規則第112条1項1号、2号、3号)

- (1)監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、スタッフ（以下「監査委員会スタッフ」という。）を配置する。監査委員会はそのスタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2)監査委員会スタッフは、監査委員会が求める事項の報告を行い、その報告のために必要な情報収集の権限を有する。
- (3)監査委員会スタッフは、業務執行組織から独立し、専属として監査委員会の指揮命令に従いその職務を行う。当該スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査委員会の同意を必要とする。
- (4)当社グループ全体の監査体制強化のため、監査委員会スタッフを非常勤監査役として当社子会社に派遣する。

9. 監査委員会への報告に関する体制

1. 「当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」

(会社法施行規則第112条1項4号イ)

「当社の子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制」

(会社法施行規則第112条1項4号ロ)

- (1)当社グループの取締役、執行役および従業員が監査委員会の求めに応じてまたは事案発生時に遅滞なく監査委員会に報告すべき事項を取締役会が定める「監査委員会規程」に定め、取締役、執行役および従業員は必要な報告を行うものとする。なお、監査委員会は前記に拘らず、必要に応じていつでも取締役、執行役、従業員に対して報告を求めることができる。
 - (2)当社子会社の取締役、監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査委員会に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、報告することができる。
 - (3)当社グループ全体を対象とする内部通報制度である「三越伊勢丹グループホットライン」の適切な運用を維持し、その運用状況、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告することとする。
2. 「1の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法施行規則第112条1項5号)
監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

10. 監査費用の処理方針

「当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」

(会社法施行規則第112条1項6号)

監査委員がその職務の執行について、会社法第404条第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

11. 監査委員会監査の実効性確保に関する体制

「その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

(会社法施行規則第112条1項7号)

- (1)監査委員会は情報収集、情報共有および課題認識の共有のため、代表執行役、取締役会議長、監査委員以外の取締役、および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (2)監査委員会が選定する監査委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席することができる。
- (3)内部監査部門は、当社グループ全体を対象とする内部監査計画、監査結果および監査の状況を監査委員会に報告するほか、情報交換等の連携を図る。なお、監査委員会は、必要に応じ、内部監査部門に対して調査その他の具体的な指示をすることができる。また、内部監査部門の長の人事および懲戒には監査委員会の同意を必要とする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況（2024年度）

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に取り組んでおります。当事業年度における同体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. コーポレートガバナンス・グループ管理統制体制

- (1)内部統制システム構築の基本方針に沿って運用状況を確認し、2024年度も執行側で確認の上監査委員会、取締役会へ報告いたしました。また、2024年度より国内の全事業会社においても、同様の取り組みを開始しています。
- (2)取締役会の決議事項を限定し、その他の決定権限は取締役会から業務執行を委任された執行役による意思決定機関である執行役に委譲しております。
- (3)執行役会では案件の重要度に応じた意思決定手続きを付議基準に則り行い、取締役会への定期的報告や取締役への執行役会資料や議事録の共有を行う等、意思決定プロセスの妥当性を適切に確保しております。

2. コンプライアンス体制

- (1)当社は総務統括部に内部統制やコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制、法令遵守、社会倫理観の維持向上と全体統制を図っております。
- (2)三越伊勢丹グループの全役職員が守るべき倫理的基準を改めて再整理し網羅した「三越伊勢丹グループ行動規範」について、全グループ役職員を対象に行動規範をきちんと理解したことを示す「閲覧宣言」を実施しました。今後は毎年期初に閲覧宣言を行うことで、行動規範の啓発・徹底を図っていきます。
- (3)グループ各社の経営層を対象とした「コンプライアンス推進会議」を開催し、コンプライアンス上の経営課題に関する弁護士講話等の実施や、最新の法令知識・行政動向等の理解促進を通じ、実務との連動を図っております。また、実務者を対象とした「三越伊勢丹コンプライアンス推進部会」で、基礎知識や事故事例を共有し、各事業会社内において教育・啓発ができるようコンプライアンスサイクルを構築しております。
- (4)「取締役会規程」に則り、2024年度は取締役会を9回開催し、会社法に定める取締役会の専決事項ならびに定款、取締役会規程、およびグループ意思決定手続規程に定める事項を中心に審議・決議・業務執行に係る報告を実施いたしました。
- (5)当社は代表執行役社長直轄の独立した組織として「内部監査室」を設置しております。同室は「内部監査規程」に基づき、監査年度計画を策定のうえ監査活動を実施し、重要な監査結果等について、代表執行役社長ならびに取締役会・監査委員会に随時報告を実施しています。
- (6)グループ全体の内部通報窓口「三越伊勢丹グループホットライン」では、社内・社外に通報窓口を設置し、通報受付・調査・是正措置を行う体制を整えております。

3. リスクマネジメント体制

- (1)当社は独立した部署として「リスクマネジメント室」を設置し、グループ全体のリスク整理および管理統制を行っています。
- (2)グループ全体のリスクを網羅的に整理した「リスク一覧」を用いて、一元的なリスク管理を図るとともに、

個々のリスクへの対応状況を月次で評価し、執行役員等に定例報告しています。当社グループのリスク管理状況を広く共有することで、グループ全体のリスク感度を高めております。

- (3) 「リスクマネジメント推進会議」において重点リスクを選定し、実効性のある未然防止対策を講じています。加えて、2024年度より執行役会の諮問機関として新たに「リスクマネジメント委員会」を設置することで、経営戦略の推進や経営基盤に影響を与える重大な経営リスクへの対応をさらに強化しています。
- (4) 従業員一人一人の防災意識向上のため、社内イントラに災害対策（地震・津波・水害等）をテーマとした情報を定期的に発信しています。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は適正な財務報告の実現のため、責任者である財務経理統括部長の下、金融商品取引法等の関連法令および経理処理に関わるルールを定めた「経理規程」「経理実施要項」等の社内諸規程に基づき、財務報告に係る内部統制に関する情報インフラの整備・不正アクセスへの技術的対策など、信頼性を確保する体制を整備・運用しております。
- (2) 加えて、四半期ごとに監査法人からの監査の報告や情報交換を行っております。
- (3) 内部監査室は金融商品取引法による内部統制報告制度（J-SOX）として、金融庁企業会計審議会による実施基準等に基づき、財務報告に係る内部統制について評価を実施しております。
- (4) 不正アクセス等の外的脅威対策として、不正検知・駆除の技術的対策を行っております。情報漏洩等の内的脅威対策として、PCのログを収集して追跡調査が可能な状態を保っています。

5. 情報保存管理体制

- (1) 当社は「情報管理規程」において、CAOを秘密情報統括責任者として会社の秘密情報管理体制を定めています。
- (2) 2024年度はよりわかりやすく、実効性を高めるために「情報管理規程」を改訂しました。株主総会・取締役会・執行役員等の決議機関の議事録などの重要文書について「文書管理規程」に基づき、各所管部門において適切に記録・保管・管理を行っております。
- (3) 情報管理に係る重要な方針や規程等を定め、取締役会や執行役員などで議論・整理しグループポータルにおいて開示することで全関係者へ周知徹底を図っております。

6. 効率的職務執行体制

- (1) 当社は機関設計として指名委員会等設置会社を採用し、経営の意思決定の迅速化と経営監督機能強化の両軸を実現するため、取締役会と執行役会の各役割を関連諸規程において定め、「執行」と「監督」の役割を明確に分離し運営しています。
- (2) 取締役会で選任・選定された執行役は、取締役会で定められた職務の分掌や指揮命令関係に基づき、業務執行の決定と執行を行っております。執行役としての分掌範囲は定めつつ、「グループ意思決定手続規程」に基づき、執行役員で重要事項を合議による決議、または審議のうえ執行役社長が決定しています。
- (3) 各執行役は、担当業務の執行状況を定期的に取締役会に報告を行っております。

7. 内部監査体制

(1)当社は内部監査部門として、内部監査室を設置し「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら、業務遂行の適法性、妥当性等の監査を行っております。

(2)内部監査部門の監査により、当社および当社子会社のリスクの早期発見・解決を図っております。

8. 監査委員会スタッフに関する事項

当社は監査委員会の職務を補助する組織として、取締役会室内に監査委員会運営部を設置し、専任のスタッフを配置しております。また、監査委員会運営部から国内グループ各社に非常勤監査役を派遣し、グループ監査体制の強化を図っております。

9. 監査委員会への報告に関する体制

(1)監査委員会は、執行役、内部監査部門等の従業員から、「監査委員会規程」の定めおよび監査委員会の求めに応じてその職務執行の状況、財務および経理の状況、グループ全体の内部統制システムの状況について、定期的または適宜に報告を受けております。また、グループ各社の監査役から、各社の状況について報告を受けております。

(2)常勤監査委員は、監査上必要な事項を適宜聴取のうえ、その内容を監査委員会に報告しております。監査委員会は、「三越伊勢丹グループホットライン」の運用状況、通報内容および調査結果等について、定期的に報告を受けております。

10. 監査費用の処理方針

当社は「監査委員会規程」および「監査委員会監査基準」において、監査委員はその職務の執行について、必要な費用等について請求することができる旨を定め、費用の支払い等を行っております。

11. 監査委員会監査の実効性確保に関する体制

(1)監査委員会は、代表執行役およびその他の各執行役と意見交換を行っております。また、取締役会議長および監査委員以外の社外取締役全員との会合を通じて、情報共有・意見交換を行っております。

(2)重要な意思決定の過程および執行役等の職務の執行状況を把握するため、常勤監査委員を中心に執行役会等の社内の重要な会議に出席しております。

(3)監査委員会は、監査の実効性向上のため、内部監査部門および会計監査人と、監査計画、監査結果および監査の状況について定期的に情報交換・意見交換を行う等の適切な連携を図っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆さまへの利益還元を行っております。

中期経営計画のフェーズ I（2026年3月期～2028年3月期）におきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、配当と自己株式取得を組み合わせたトータルな還元を、総還元性向70%以上の水準（フェーズ I 期間累計）で実施する方針でございます。

配当につきましては、2025年3月期の年間配当金（1株当たり54円）を下限とする累進配当を実施いたします。自己株式取得につきましては、取得金額および取得期間を含め、機動的に決定、実施いたします。

【ご参考】政策保有株式に関する方針

① 当社の政策保有株式の方針

当社グループは、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合を除き、原則として政策保有株式を取得・保有しないことを基本方針としております。既に保有する政策保有株式については、毎年取締役会において、保有目的、取引状況、配当収益など、定量面と定性面から総合的に継続保有の合理性を検証しておりますが、政策保有株式縮減に向けて、市場環境や保有銘柄の状況等を勘案しつつ段階的に売却を進めてまいります。

② 政策保有株式に係る議決権の行使基準

政策保有株式の議決権の行使については、当該企業の持続的な企業価値の向上につながるか否か、また当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、各議案について適切に議決権を行使してまいります。

③ 政策保有株主から売却の意向が示された場合の対応方針

当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなど、売却等を妨げる行為は行いません。

8 コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

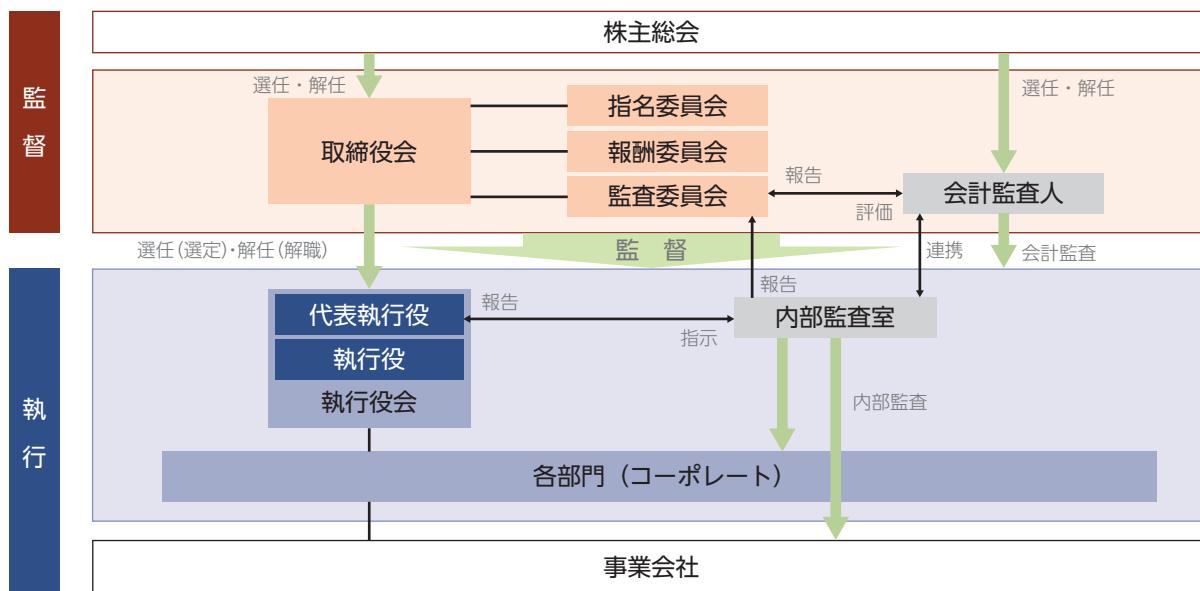
(1) 基本的な考え方

当社グループは、企業活動の透明性を確保し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組むことで、コーポレート・ガバナンス改革を推進しています。また、機関設計として指名委員会等設置会社を採用しています。

お客さま、お取引先、株主・投資家、従業員、地域社会・コミュニティといったステークホルダーとの良好な関係を構築するため、コーポレート・ガバナンスの在り方の検証を行い、適宜必要な改善を図っています。

また、当社グループはコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を定めた「コーポレートガバナンス方針」を制定しています。

(2) コーポレート・ガバナンスの体制



(3) 取締役会、法定3委員会体制および活動状況等について

取締役会	【役割】 グループの大局的な方向付け、業務執行に対する監督・モニタリング
	【2024年度の活動状況】 ■議長 橋本取締役 ■人数と構成 9名 <small>〔内、社外取締役 6名 (66.6%)〕</small> ■開催回数・出席率 9回 98.8% ■主な議題 <ul style="list-style-type: none"> ・会社法、定款などで定められた決議・報告事項 ・次期中期経営計画に向けた長期目線の議論 ・現中期経営計画や重要な業務執行のモニタリング ・内部統制システムのモニタリング
指名委員会	【役割】 役員の「指名」に関する審議や意思決定
	【2024年度の活動状況】 ■委員長 岩本取締役 ■人数と構成 4名 <small>〔全員社外取締役 (100%)〕</small> ■開催回数・出席率 7回 100% ■主な議題 <ul style="list-style-type: none"> ・社長CEOの再任可否および後継者計画審議 ・取締役候補者の決定 ・委員会委員・執行役などの役員人事案審議
報酬委員会	【役割】 役員の「報酬」に関する審議や意思決定
	【2024年度の活動状況】 ■委員長 安藤取締役 ■人数と構成 3名 <small>〔全員社外取締役 (100%)〕</small> ■開催回数・出席率 9回 100% ■主な議題 <ul style="list-style-type: none"> ・役員の報酬制度に関する審議・決定 ・取締役・執行役の個別報酬額の決定
監査委員会	【役割】 執行役および取締役の職務執行の監査、内部統制システムの構築・運用状況の監査 会計監査人の選解任等に関する株主総会提出議案の内容の決定
	【2024年度の活動状況】 ■委員長 石塚取締役 ■人数と構成 4名 <small>〔内、社外取締役 3名 (75%)〕</small> ■開催回数・出席率 15回 100% ■主な議題 <ul style="list-style-type: none"> ・監査方針および監査計画の策定 ・内部統制部門からの報告 ・内部監査室からの報告 ・会計監査人からの報告 ・執行部門に対する業務執行状況のヒアリング

(4) 取締役会および法定3委員会以外の活動について

当社では、取締役会実効性向上の一環として、社外取締役を中心とした会合を、2024年度に計11回開催しました。具体的には「社外取締役ミーティング」(計5回)や「非業務執行取締役ミーティング」(計3回)、「社外取締役と代表執行役CEOとの間での意見交換」(計2回)、「次期中期経営計画策定に向けた主要部門長とのディスカッション」(計1回)で、当社グループの年度ごとの総括や、経営課題、目指すべき方向性、およびサクセッションプランなどについて幅広くディスカッションを行っています。

また当社は、取締役・執行役に対し、求められる役割・責務に応じた知識の習得、スキルの向上を目的とした継続的なトレーニングを実施しています。特に社外取締役に対しては、就任前における当社の現状・課題認識の理解促進のため、当社概要や戦略のほか、これまでの取締役会、および所属する法定委員会における議論内容等の説明を実施しています。また、就任後も継続的に必要な情報を更新するため、重要な拠点視察などの機会を確保するとともに、取締役会および各委員会などにおいて自らの信念に基づき正しい判断ができるよう、当社グループを取り巻く環境や推進する戦略・計画に合わせ、必要となる知識を定期的に共有する機会を設けております。

(5) 業務執行機構

取締役会で選任・選定された執行役は、取締役会で定められた職務の分掌および指揮命令関係に基づき委任を受けたチーフオフィサーの役割を担い、業務執行の決定と執行を行います。執行側の意思決定および審議の機関として「執行役会」を設置し、取締役会から権限委譲された事項を含むグループの重要事項に関して、審議と意思決定を行っております。

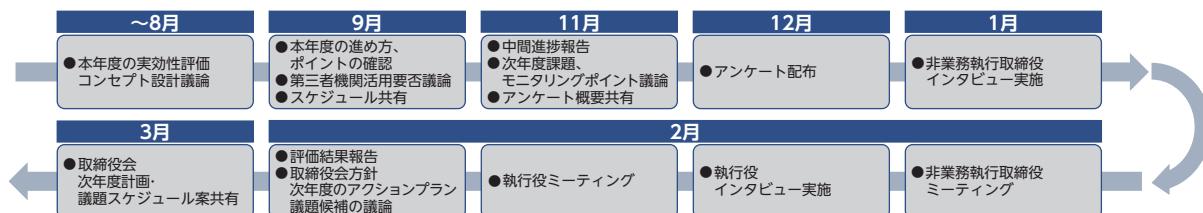
(6) 取締役会および法定3委員会実効性評価

当社は、社外取締役を含む取締役の自己評価アンケートやインタビュー等を通じて、取締役会および法定3委員会の実効性に関する分析・評価を第三者機関による視点も踏まえ、継続的に実施しています。当該分析・評価の結果をもとに、役員間で複数回にわたり討議し、アクションプランの策定・実行を通して、取締役会等のさらなる改善と実効性の向上を図っています。

当社の実効性評価は、独立社外取締役が務める取締役会議長主導のもと、そのプロセスを設計しています。過去実施していた実効性評価における第三者機関活用の要否については、取締役会で毎年議論をしておりますが、2024年度については、中期経営計画(2022年~2024年)最終年度であることと、翌年度が「個客業」を見据えて戦略を変化・進化させる新・中期経営計画初年度であることを鑑み、取締役会の実効性を高めるために第三者機関の支援を得ることとしました。

■2024年度の実効性評価の取り組み

①実施プロセス



②評価手法(アンケート・個別インタビュー)

●全取締役、執行役に対する「個別アンケート調査」(8項目・全66設問)

評価項目	①取締役会の役割・責務	②取締役会の規模・構成	③取締役会の運営・議論	④取締役会の議題設定
	⑤ステークホルダーを意識した取り組み	⑥社外取締役ミーティング	⑦社外取締役に対するサポート体制等	⑧指名・報酬・監査委員会

●アンケート調査後の「個別インタビュー」(一人当たり約1時間)

⇒自社状況を把握した取締役会室長が個別に実施することで課題の深掘りを実施

③評価結果

- ・多くの設問項目で「適切である」または「おおむね適切である」との回答が一定割合以上を占め、全項目の平均評点は前年度から改善しました。取締役会および法定3委員会の実効性が十分に確保されていることを確認しました。
- ・特に、「取締役会の運営・議論」「社外取締役に対するサポート体制等」「指名・報酬・監査委員会」の項目が改善し、現中期計画最終年度の戦略に沿った業務執行と、新中期経営計画策定に向けた取締役会の適切な運営・議論、およびそのサポートや情報連携に一定の評価が得られました。
- ・一方で、計画の前提条件やリスクの目線合わせの議論や事業・戦略の課題に対する踏み込みの不足、重点戦略や基盤戦略についてのモニタリング、社外取締役ミーティングを含むオフサイトミーティングのあり方、ステークホルダーとの対話に課題感が示され、適切なモニタリングボードに向けた期待の表れと、さらなる改善が望まれる結果と捉えました。

④方針とアクションプラン

評価結果を受け、「社外取締役間」「社内取締役・執行役員」「取締役会」での合計3回の討議を通じ、取締役会の次年度方針とアクションプランを下記のとおりとしました。

■取締役会方針

「**個客業**」への変革を適切に後押し(※1)すべく、自由闊達で建設的な議論(※2)を行い、**ステークホルダーの期待に応え続けられる(※3)取締役会を目指します**

※1 マクロ経済や将来像への目線合わせの議論により「個客業」の解像度を高めることで、各戦略の適切なリスクテイクを支えます。

※2 進捗報告に加え、リスクや課題の抽出によって、責務に基づいた本質的な議論ができる監督と執行の関係性を構築します。

※3 多角的な視点で戦略を強化し、個客業の共通理解を図ることで、取締役全員がステークホルダーへの説明責任を果たします。

■アクションプラン

- ・「**個客業**」への変革に向けた大局的で多角的な議論を行うことで、将来目指すべき姿の共通理解を図ります
- ・個別事業の現況を捉えつつ、各事業や戦略を支える「**基盤戦略**」と、シナジー効果を高める「**重点戦略**」を中心にモニタリングを実施し、「**個客業**」の蓋然性を高めます
- ・グループ会社のガバナンス強化を図ります

(注記) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨てております。また、比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	1,205,726
流動資産	254,916
現金及び預金	38,795
受取手形、売掛金及び契約資産	155,277
有価証券	915
棚卸資産	24,483
その他	39,136
貸倒引当金	△3,692
固定資産	950,779
有形固定資産	709,305
建物及び構築物	141,389
土地	534,742
建設仮勘定	14,289
使用権資産	3,753
その他	15,130
無形固定資産	40,757
ソフトウェア	17,223
その他	23,533
投資その他の資産	200,716
投資有価証券	148,975
長期貸付金	4,035
差入保証金	34,880
退職給付に係る資産	3,525
繰延税金資産	4,908
その他	4,535
貸倒引当金	△146
繰延資産	30
社債発行費	30
合計	1,205,726

科目	金額
負債の部	602,847
流動負債	379,344
支払手形及び買掛金	114,661
短期借入金	41,329
未払法人税等	9,150
契約負債	99,115
商品券	26,100
賞与引当金	11,751
ポイント引当金	2,019
商品券回収損引当金	12,177
その他	63,040
固定負債	223,502
社債	20,000
長期借入金	25,000
繰延税金負債	131,677
退職給付に係る負債	27,859
その他	18,966
純資産の部	602,878
株主資本	553,382
資本金	51,546
資本剰余金	284,022
利益剰余金	246,332
自己株式	△28,519
その他の包括利益累計額	48,165
その他有価証券評価差額金	13,479
繰延ヘッジ損益	0
為替換算調整勘定	31,063
退職給付に係る調整累計額	3,622
新株予約権	346
非支配株主持分	983
合計	1,205,726

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨<ご参考>

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)			(単位：百万円)		
科目	金額		科目	金額	
売上高	555,517		営業活動によるキャッシュ・フロー	89,564	
売上原価	217,841		投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,955	
売上総利益	337,675		財務活動によるキャッシュ・フロー	△94,909	
販売費及び一般管理費	261,362		現金及び現金同等物に係る換算差額	744	
営業利益	76,313		現金及び現金同等物の増減額	△30,555	
営業外収益			現金及び現金同等物の期首残高	72,390	
受取利息及び受取配当金	1,486		現金及び現金同等物の期末残高	41,834	
持分法による投資利益	12,260				
その他	3,313	17,060			
営業外費用					
支払利息	704				
固定資産除却損	1,631				
商品券回収損引当金繰入額	219				
その他	2,695	5,250			
経常利益	88,123				
特別利益					
投資有価証券売却益	4,993	4,993			
特別損失					
減損損失	11,229				
店舗閉鎖損失	1,013	12,242			
税金等調整前当期純利益	80,874				
法人税、住民税及び事業税	13,076				
法人税等調整額	15,025	28,101			
当期純利益	52,773				
非支配株主に帰属する当期純損失	41				
親会社株主に帰属する当期純利益	52,814				

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	51,470	323,857	210,679	△32,990	553,017
当期変動額					
新株の発行	75	75	—	—	151
剰余金の配当	—	—	△17,161	—	△17,161
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	52,814	—	52,814
自己株式の取得	—	—	—	△25,015	△25,015
自己株式の処分	—	144	—	129	273
自己株式の消却	—	△29,357	—	29,357	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△10,697	—	—	△10,697
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	75	△39,834	35,652	4,471	365
当期末残高	51,546	284,022	246,332	△28,519	553,382

(単位：百万円)

科目	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配株 主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	11,329	0	27,652	1,919	40,901	499	6,405	600,824
当期変動額								
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	151
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△17,161
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	52,814
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△25,015
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	273
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	△10,697
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,150	0	3,410	1,703	7,264	△152	△5,421	1,689
当期変動額合計	2,150	0	3,410	1,703	7,264	△152	△5,421	2,054
当期末残高	13,479	0	31,063	3,622	48,165	346	983	602,878

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 37社

(2) 主要な連結子会社の名称

(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)静岡伊勢丹、(株)新潟三越伊勢丹、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越、伊勢丹(中国)投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン オブ ジャパン Sdn.Bhd.、米国三越INC.、(株)エムアイカード

当連結会計年度において、成都伊勢丹百貨有限公司は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

(株)レオテックス、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)愛生、(株)レオマート

(4) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 7社

新光三越百貨股份有限公司、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエムクローバーCo.,Ltd.、新宿サブナード(株)、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社、One Bangkok Tower 4 Company Limited

当連結会計年度において、One Bangkok Tower 4 Company Limitedは新たに設立し、出資を行ったため、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法非適用会社の名称および持分法を適用しない理由

持分法非適用会社(サカエチカマチ(株)他)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール) L t d.、イセタン(タイランド) C o., L t d.、イセタン オブ ジャパン S d n. B h d.、米国三越 I N C.、イタリア三越 S . r . l.、イセタンミツコシ(イタリア) S . r . l.、ミツコシ フェデラル リテイル I N C.の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

商品

主として売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他

主として先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

主として定額法

無形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未使用額に対し、過去の使用実績率等に基づき、将来の使用見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

他社でも利用可能な全国百貨店共通商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社グループは、持株会社体制のもと、百貨店業を中心として、金融・クレジット・友の会業、不動産業等の事業を展開しております。セグメント別の収益の計上基準等は以下のとおりです。

(百貨店業)

①商品の販売に係る収益認識

百貨店業においては、衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、EC等による商品の販売については、商品の納品時に商品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間が通常の間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、消化仕入に係る収益については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

②自社ポイント制度に係る収益認識

百貨店業においては、エムアイカードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

③商品券に係る収益認識

百貨店業においては、自社で発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

(クレジット・金融・友の会業)

クレジット・金融・友の会業においては、クレジットカードの発行と運営等を行っており、会員からの年会費、百貨店及び外部加盟店からの手数料を主な収益として認識しております。年会費については、年会費の対象となる期間の時の経過に応じて収益を認識しております。手数料については、契約に定める料率等に基づき、クレジットカード等の使用に応じて収益を認識しております。

(不動産業)

不動産業においては、建装・デザイン事業を行っており、工事契約の履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

②重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引

ヘッジ対象 外貨建営業債務、借入金の支払金利

ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

③退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として7～10年）による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

④のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、13年間の均等償却を行っております。

⑤グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

[会計方針の変更に関する注記]

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用されております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 国内百貨店事業における固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 524百万円 固定資産 600,815百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当社グループでは、主要な事業として百貨店業を営んでおり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。

回収可能価額が使用価値の場合、割引前将来キャッシュ・フローは翌年度の予算を基礎に、為替相場の変動、エネルギー価格や物価の高騰など、引き続き将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた外部の不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の見通しであります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部調査機関の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の見通しについては、外部業界団体の国際輸送予測情報に加えて、足元の消費動向を勘案して算定しております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前） 43,826百万円

これは、主にグループ通算制度を適用している会社（以下「グループ通算制度適用会社」という。）において計上されております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測されるグループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りに基づき、見積可能期間5年で繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

グループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りは、翌年度の予算を基礎に、為替相場の変動、エネルギー価格や物価の高騰など、引き続き将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

②主要な仮定

グループ通算制度適用会社の将来課税所得の見積りにおける主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の見通しであります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部調査機関の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の見通しについては、外部業界団体の国際輸送予測情報に加えて、足元の消費動向を勘案して算定しております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

予測されるグループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りについては、外部情報を含めて入手可能な情報を利用するとともに、5年間の見積可能期間において見積りを行っております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、翌年度において繰延税金資産計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. (株)エムアイフードスタイルに係るのれんの評価
- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|------|----------|
| 減損損失 | 8,645百万円 |
|------|----------|

- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

(株)エムアイフードスタイル株式に対し、個別財務諸表において取得時における事業計画と実績の比較分析や来期予算を含む将来事業計画の検討の結果、株式取得時に見込まれた超過収益力の毀損によって株式の実質価額が著しく低下しているものと判断し、減損処理を行いました。連結計算書類においては、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針（企業会計基準委員会移管指針第4号 2024年7月1日）」32項に基づき、(株)エムアイフードスタイルに対するのれん未償却残高の全額に対してのれん償却額を計上しており、減損損失に含めて表示しております。

②主要な仮定

将来事業計画に用いた主要な仮定は、PB商品強化による売上総利益の改善、既存店売上の維持及び新規出店による成長戦略であります。

PB商品強化による売上総利益の改善については、当該会社の強みである顧客基盤と独自性の強い商品開発力を活かしたPB商品の販売拡大による売上総利益の改善効果を仮定としております。

既存店売上の維持については、(株)エムアイフードスタイルの強みである顧客基盤に対応した販売戦略及び継続的な販促活動を通じた過去の売上実績と、スーパーマーケット業界の動向を考慮したことによる売上水準の維持を仮定としております。

新規出店による成長戦略については、将来の事業計画においてスーパーマーケット店舗の継続した新規出店を予定しており、新規出店の実現によるスーパーマーケット事業に係る売上の拡大成長を仮定としております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

将来事業計画に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。なお、当連結会計年度において同社に対するのれんの未償却残高の全額に対してのれん償却額を計上しており、翌連結会計年度に与える影響はありません。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	399,456百万円
2. 偶発債務	
保証債務等	
従業員住宅ローン保証	16百万円
関係会社借入金等債務保証	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	6,960百万円
保証債務等合計	6,976百万円
3. 棚卸資産の内訳	
商品	23,215百万円
製品	379百万円
仕掛品	347百万円
原材料及び貯蔵品	540百万円
棚卸資産合計	24,483百万円

[連結損益計算書に関する注記]

減損損失

当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗	建物及び構築物	10	シンガポール伊勢丹（シンガポール）
	使用権資産	1,604	
	その他	139	
店舗	建物及び構築物	374	伊勢丹立川店（東京都立川市）
	その他	33	
店舗	建物及び構築物	227	クイーンズ伊勢丹（東京都葛飾区 他）
	差入保証金	6	
	その他	82	
店舗	建物及び構築物	103	広島三越（広島県広島市）
	その他	8	
店舗	建物及び構築物	102	上海梅龍鎮伊勢丹（中国 上海市）
店舗	建物及び構築物	3	中小型店舗（新潟県新潟市 他）
	その他	0	
その他	のれん	8,645	エムアイフードスタイル（東京都新宿区）
	合計	11,343	

(注1) 連結損益計算書において、減損損失のうち、114百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

(注2) (株)エムアイフードスタイル株式に対し、個別財務諸表において取得時における事業計画と実績の比較分析や来期予算を含む将来事業計画の検討の結果、株式取得時に見込まれた超過収益力の毀損によって株式の実質価額が著しく低下しているものと判断し、減損処理を行いました。連結計算書類においては、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針（企業会計基準委員会移管指針第4号2024年7月1日）32項に基づき、(株)エムアイフードスタイルに対するのれん未償却残高の全額に対してのれん償却額を計上しており、減損損失に含めて表示しております。

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約8%～9%で割引いて算定しております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 380,262,554株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	8,257	22.00	2024年3月31日	2024年6月25日
2024年11月13日 取締役会	普通株式	8,904	24.00	2024年9月30日	2024年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2025年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	10,962	30.00	2025年3月31日	2025年6月25日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式 312,000株

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金および高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入および短期社債（コマーシャル・ペーパー）、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスクおよび借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っていません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約および当座借越契約により十分な手許流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	2,703	2,733	30
②その他有価証券	24,690	24,690	－
(2)差入保証金	34,880	31,850	△3,030
資産計	62,274	59,274	△3,000
(1)社債	20,000	19,530	△470
(2)長期借入金	58,300	57,482	△817
負債計	78,300	77,012	△1,287
デリバティブ取引	0	0	－

(注1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(注2) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は122,223百万円であります。

(注3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の時価は上記に含めておりません。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の連結貸借対照表計上額は、274百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	24,690	—	—	24,690
デリバティブ取引	—	0	—	0
資産計	24,690	0	—	24,691

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	2,733	—	2,733
差入保証金	—	—	31,850	31,850
資産計	—	2,733	31,850	34,583
社債	—	19,530	—	19,530
長期借入金	—	57,482	—	57,482
負債計	—	77,012	—	77,012

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している公社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債は市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。観察できない時価の算定に係るインプットである、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを使用して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
賃貸等不動産	115,304	216,175

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

		報告セグメント				その他	合計
		百貨店業	クレジット・金融・友の会業	不動産業	計		
三越伊勢丹	伊勢丹新宿本店	161,006	-	-	161,006	-	161,006
	三越日本橋本店	62,312	-	-	62,312	-	62,312
	三越銀座店	44,325	-	-	44,325	-	44,325
	伊勢丹浦和店	11,238	-	-	11,238	-	11,238
	伊勢丹立川店	11,329	-	-	11,329	-	11,329
岩田屋三越	岩田屋本店	30,573	-	-	30,573	-	30,573
名古屋三越	名古屋三越栄店	14,592	-	-	14,592	-	14,592
新潟三越伊勢丹	新潟伊勢丹店	13,343	-	-	13,343	-	13,343
その他店舗		98,209	-	-	98,209	-	98,209
クレジット・金融・友の会業		-	30,623	-	30,623	-	30,623
不動産業		-	-	22,490	22,490	-	22,490
その他		-	-	-	-	96,076	96,076
顧客との契約から生じる収益		446,932	30,623	22,490	500,045	96,076	596,122
その他の収益		14,204	3,810	7,049	25,064	17	25,081
セグメント間の内部売上高 又は振替高		△ 2,917	△ 14,449	△ 5,220	△ 22,587	△ 43,099	△ 65,687
外部顧客への売上高		458,219	19,983	24,319	502,522	52,994	555,517

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記] の 4.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首残高 (2024年4月1日)	当連結会計年度期末残高 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	153,021	153,901
契約資産	1,480	1,376
契約負債	99,132	99,115

契約負債は主に、当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2025年3月31日現在、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は79,373百万円であり、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて主に今後1年から8年の間で収益を認識することを見込んでおります。また、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は6,757百万円であり、当該残存履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	1,646円23銭
2. 1株当たり当期純利益	142円42銭

[重要な後発事象に関する注記]

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1)自己株式の取得および消却を行う理由

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆様への利益還元を行っております。中期経営計画のフェーズ I (2026年3月期～2028年3月期)におきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、配当と自己株式取得を組み合わせたトータルな還元を、総還元性向70%以上の水準（フェーズ I 期間累計）で実施する方針です。この方針のもと、財務状況や株価水準等を総合的に勘案し、下記の通り自己株式を取得することといたしました。また、今回取得する自己株式は、全株式を消却いたします。

(2)取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|------------------------|
| ・ 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| ・ 取得する株式の総数 | 20,000,000株（上限） |
| ・ 株式の取得価額の総額 | 30,000,000,000円（上限） |
| ・ 取得期間 | 2025年5月14日～2025年10月31日 |
| ・ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(3)消却に係る事項の内容

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ・ 消却対象株式の種類 | 普通株式 |
| ・ 消却する株式の数 | 上記(2)により取得した自己株式の全株式数 |
| ・ 消却予定日 | 2025年11月14日 |

(執行役等を対象とした報酬制度の改定)

当社は、2025年5月13日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役および執行役員（国内非居住者を除く。以下、「当社制度対象者」という。）を対象とした株式報酬制度を改定し、2025年度からこれを適用することを決議いたしました。

なお、当社の主要子会社（以下、当社と併せて「対象会社」という。）の主たる役員（国内非居住者を除く。当社制度対象者と併せて「制度対象者」と総称する。）に対する株式報酬についても、当社と同様の制度に改定することとします。今後開催予定の各社の取締役会において制度変更を決議し、本年5月に開催予定の各社の臨時株主総会に付議いたします。

1. 改定の目的等

当社は、当社および当社主要子会社の制度対象者に対し、株主価値の向上に対する意識を高めることを目的として、譲渡制限付株式を付与してきました。今般、当社グループの中期経営計画の達成意欲をより一層向上させるため、中期経営計画の業績に連動した株式報酬制度（以下、「本制度」という。）に改定することとします。本改定により、当社グループ一丸となって中期経営計画を達成し、中長期的な企業価値の持続的な向上を実現することに、より一層資する株式報酬制度となるものと考えております。なお、制度対象者のうち非執行の役員については、非業績連動の株式報酬（RSU部分）のみを付与します。

本制度は、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下、「BIP 信託」という。）の仕組みを採用しております。本制度は、役位や業績目標の達成度等に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を、制度対象者に交付および給付（以下、「交付等」という。）するものです（但し、下記2. のとおり、交付する当社株式の一部については、退任までの譲渡制限を付すものとする。）。

2. 本制度について

(1) 本制度の概要

本制度は、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度を対象として（本制度の対象となる期間を、以下、「対象期間」という。）、当該信託を通じて制度対象者に当社株式等の交付等を行う制度です。

(2) 本制度の対象者（受益者要件）

制度対象者は、受益者要件を充足していることを条件に、各ポイント（下記(5)に定める）に応じた数の当社株式等について、各本信託から交付等を受けるものとします。受益者要件は以下のとおりです。

- ① 制度開始日以降の対象期間中、制度対象者として在任していること（制度開始日以降に新たに制度対象者になった者を含む。）
- ② 自己都合で退任した者（やむを得ない場合と認められる場合を除く。以下同じ。）もしくは解任により退任した者、在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ その他本制度の趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(3) 信託期間

当初信託期間は、2025年5月16日（予定）から2028年8月末（予定）までの約3年間とします。

(4) 制度対象者に交付される当社株式数

制度対象者に対して交付等が行われる当社株式等の数は、「RSU株式交付ポイント」および「PSU株式交付ポイント」の数により定まります。各ポイントは、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。

当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

「RSU株式交付ポイント」および「PSU株式交付ポイント」は、制度対象者の役位および在任期間に応じて対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントをもとに、次のとおり算定され、付与されます。なお、対象期間中の事業年度の途中で退任、死亡または海外赴任することとなった制度対象者については、以下の通り算定した各ポイントを速やかに付与するものとします。

※ 基準ポイント = 株式報酬の基準額 ÷ 対象期間の開始直前の3月各日の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

① RSU株式交付ポイント

RSU株式交付ポイントは、対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントに対し、各役位に応じた一定の割合を乗じて算定します。

② PSU株式交付ポイント

PSU株式交付ポイントは、対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントのうち、各役位に応じた一定の割合を乗じたポイントを累計し、対象期間終了後に、この累計値に業績連動係数を乗じて算定します。

※ 業績連動係数は、業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動します。業績目標の達成度等に関する指標は、中期経営計画における業績目標の達成のための重要指標その他の当社報酬委員会が定める指標を用いることとし、当初の対象期間においては、以下とします。

財務指標：連結営業利益、ROE

戦略指標：識別顧客売上高、女性管理職比率、従業員エンゲージメント調査

(5) 当社株式等の交付等の方法および時期

<RSU部分>

受益者要件を充足した制度対象者は、原則として、RSU株式交付ポイントの付与を受けた直後の3月に、当該RSU株式交付ポイントに対応する当社株式について交付を受けるものとします。

当該株式は交付後、譲渡制限が課され、原則として、退任時（当社グループの委任契約役員（役員および執行役員）のいずれの地位からも退任する時点）に譲渡制限が解除されます。

<PSU部分>

受益者要件を充足した制度対象者は、原則として、対象期間満了後、PSU株式交付ポイントに対応する当社株式の50%（単元単位）について交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(6) 本信託に拠出される信託金の合計上限額および本信託において制度対象者に交付等が行われる当社株式等の数の上限

信託期間内に各対象会社から本信託に拠出される信託金の合計額および本信託において制度対象者に交付等が行われる当社株式等の数（制度対象者に付与されるポイントの数）は、報酬委員会の決定または株主総会の決議を得ることを条件として、対象会社で、それぞれ以下の上限に服するものとします。

①当社

本信託に拠出する信託金の上限

399百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額

本信託において当社取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限

19万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数

※当初対象期間においては、3事業年度を対象としてそれぞれ合計1,196百万円、56万株となります。

※本信託において当社取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限は、上記の信託金の上限を踏まえ設定しています。②の対象子会社についても同様です。

②対象子会社合計

本信託に拠出する信託金の上限

950百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額

本信託において対象子会社取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限

105万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数

※当初対象期間においては、3事業年度を対象としてそれぞれ合計2,850百万円、314万株となります。

3. 信託契約の内容

(1) 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

(2) 信託の目的 執行役等に対するインセンティブの付与

(3) 委託者 当社

(4) 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

(5) 受益者 執行役等のうち受益者要件を充足する者

(6) 信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）

(7) 信託契約日 2025年5月16日（予定）

(8) 信託の期間 2025年5月16日（予定）～2028年8月末日（予定）

(9) 信託金の予定金額 2,037,000千円

(10) 取得株式の種類 当社普通株式

(11) 株式の取得方法 株式市場より取得

(12) 株式の取得時期 2025年5月21日～5月30日（予定）

(13) 帰属権利者 当社

(14) 議決権行使 行使しないものとします。

(15) 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

[企業結合に関する注記]

(共通支配下の取引等)

子会社株式の追加取得

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：イセタン（シンガポール）Ltd.（当社の連結子会社）

事業の内容：百貨店業

② 企業結合日

2024年9月19日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は47.27%であります。当該追加取得は、結合当事企業の経営の機動性の確保及び経営資源の集中化・効率化を図るために行ったものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	15,527百万円
取得原価		15,527百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

10,626百万円

[追加情報]

(持分法適用関連会社の一部株式譲渡)

当社は、当社の持分法適用関連会社である新光三越百貨股份有限公司（以下、「新光三越」）の株式の一部を新光三越の合併に係る当社の合併パートナーが設立した特別目的会社である新昕資本股份有限公司（以下、「新昕」）へ譲渡すること（以下、「本株式譲渡」）について合意いたしました。

1. 株式譲渡の理由

新光三越は、台湾の新光グループとの合併会社として1989年に設立され、台湾を中心に百貨店事業を営んでおり、現在15店舗を展開しております。当社は設立時より株式を保有し持分法適用関連会社としてまいりましたが、この度、当社グループの最適な経営資源配分施策の一つとして、その株式の一部譲渡を決定いたしました。なお、本株式譲渡完了後においても、引き続き新光三越は当社の持分法適用関連会社に該当します。

2. 株式売却をする持分法適用関連会社の概要 2024年12月31日現在

名称 新光三越百貨股份有限公司
所在地 台北市信義区松高路19号7,8,9階
代表者の役職・氏名 董事長 吳 東昇
設立 1989年
事業内容 百貨店業
資本金 12,459百万NTD
発行済株式数 1,245,938,672株
決算期 12月31日

3. 株式譲渡の相手先の概要

新昕資本股份有限公司

4. 譲渡に関する日程

取締役会決議日（株式会社三越伊勢丹）	2025年1月18日
契約締結日	2025年1月20日
特別目的会社設立日（新昕資本股份有限公司）	2025年3月17日
株式譲渡実行日	2025年5月末頃(予定)

※本株式譲渡の実行は、関係当局からの許認可の取得その他の手続が完了することを前提条件としており、当該前提条件が充足されない場合には、本株式譲渡が実行されない可能性もございます。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉本	義浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	衣川	清隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高田	雅代

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれて

おらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	640,487
流動資産	128,517
現金及び預金	13,775
関係会社短期貸付金	119,901
未収収益	7,582
その他	446
貸倒引当金	△13,187
固定資産	511,939
有形固定資産	3
器具及び備品	3
無形固定資産	2
ソフトウェア	2
投資その他の資産	511,933
投資有価証券	555
関係会社株式	457,735
関係会社長期貸付金	49,002
繰延税金資産	4,638
その他	2
繰延資産	30
社債発行費	30
合計	640,487

科目	金額
負債の部	207,505
流動負債	161,182
短期借入金	38,000
関係会社短期借入金	120,207
未払金	422
未払費用	1,579
賞与引当金	323
未払法人税等	340
その他	309
固定負債	46,322
社債	20,000
長期借入金	25,000
関係会社事業損失引当金	1,322
純資産の部	432,982
株主資本	432,635
資本金	51,546
資本剰余金	368,923
資本準備金	19,894
その他資本剰余金	349,028
利益剰余金	40,686
その他利益剰余金	40,686
繰越利益剰余金	40,686
自己株式	△28,520
新株予約権	346
合計	640,487

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	19,322	
経営指導料	7,358	
役務収益	710	27,391
販売費及び一般管理費		7,833
営業利益		19,558
営業外収益		
受取利息	1,408	
その他	1,839	3,247
営業外費用		
支払利息	1,293	
その他	266	1,559
経常利益		21,245
特別損失		
関係会社株式評価損	7,319	7,319
税引前当期純利益		13,926
法人税、住民税及び事業税	76	
法人税等調整額	△3,711	△3,635
当期純利益		17,561

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	51,470	19,818	378,244	398,062	40,286	40,286
当期変動額						
新株の発行	75	75	—	75	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△17,161	△17,161
当期純利益	—	—	—	—	17,561	17,561
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	142	142	—	—
自己株式の消却	—	—	△29,357	△29,357	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	75	75	△29,215	△29,139	400	400
当期末残高	51,546	19,894	349,028	368,923	40,686	40,686

(単位：百万円)

科目	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△32,993	456,825	—	—	499	457,325
当期変動額						
新株の発行	—	151	—	—	—	151
剰余金の配当	—	△17,161	—	—	—	△17,161
当期純利益	—	17,561	—	—	—	17,561
自己株式の取得	△25,015	△25,015	—	—	—	△25,015
自己株式の処分	131	273	—	—	—	273
自己株式の消却	29,357	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	△152	△152
当期変動額合計	4,473	△24,189	—	—	△152	△24,342
当期末残高	△28,520	432,635	—	—	346	432,982

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社における顧客との契約により生じる収益は、主に子会社からの経営管理料となります。経営管理料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

[会計方針の変更に関する注記]

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

1. (株)エムアイフードスタイルに係る関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式評価損	7,319百万円
-----------	----------

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式のため、当該会社の株式評価においては、関係会社株式の実質価額と帳簿価額を比較検討することにより、関係会社株式の評価損計上の要否を判断しております。関係会社株式の実質価額は、当該会社の純資産額に超過収益力を反映した金額で評価しており、超過収益力は将来の事業計画に基づき評価しております。

当事業年度において、取得時における事業計画と実績の比較分析や来期予算を含む将来事業計画の検討により、超過収益力は毀損しており、実質価額が著しく低下しているものと判断して、当該会社の関係会社株式について評価損を計上しております。

②主要な仮定

関係会社株式の実質価額に反映している超過収益力は、将来の事業計画に基づき評価しており、当該事業計画に用いた主要な仮定について、詳細は連結注記表[会計上の見積りに関する注記]の3.(株)エムアイフードスタイルに係るのれんの評価をご参照ください。

③翌年度の計算書類に与える影響

将来事業計画に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、翌事業年度に関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額 5百万円

保証債務

関係会社の借入金に対する債務保証
株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 6,960百万円

関係会社に対する短期金銭債権 7,998百万円

関係会社に対する短期金銭債務 1,646百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高
営業収益 27,391百万円

販売費及び一般管理費 906百万円

営業取引以外の取引高 2,452百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	21,927,440	10,140,269	17,214,980	14,852,729

(注) (1) 増加は、単元未満株式の買取請求によるもの6,069株、取締役会決議による自己株式取得によるもの10,134,200株です。

(2) 減少は、単元未満株式の買増請求によるもの280株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるもの78,100株、及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却によるもの17,136,600株です。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	99百万円
未払費用	280百万円
未払事業税等	58百万円
ストックオプション費用	75百万円
関係会社株式評価損	10,384百万円
関係会社事業損失引当金	416百万円
貸倒引当金	4,155百万円
繰越欠損金	5,560百万円
その他	417百万円
繰延税金資産小計	21,448百万円
評価性引当額	△16,809百万円
繰延税金資産合計	4,638百万円

(注)グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (被所有)割	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社三越伊勢丹	直接 100%	役員の兼任 経営管理等 資金貸借	経営管理料の受取 (注1)	6,547	未収収益	7,201
				経理業務委託料 (注1)	446	未収収益	48
				資金の受取(注2)	44,671	関係会社 短期貸付金	53,300
						関係会社 長期貸付金	45,000
				利息の受取(注3)	735	未収収益	44
				資金の借入(注2)	6,238	関係会社 短期借入金	6,238
				利息の支払(注3)	75		
				出向者人件費の 立替払(注4)	3,635	未払費用	226
子会社	株式会社松山三越	直接 100%	資金貸借	資金の貸付 (注5)	-	関係会社 短期貸付金	8,200
子会社	株式会社エムアイカード	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の受取(注2)	1,916	関係会社 短期貸付金	37,770
				利息の受取(注3)	286		
子会社	株式会社エムアイ友の会	間接 100%	資金貸借	資金の返済(注2)	566	関係会社 短期借入金	78,764
				利息の支払(注3)	591		
子会社	株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の貸付 (注5)	2,000	関係会社 短期貸付金	7,500
関連 会社	株式会社ジェイアール 西日本伊勢丹	直接 40%	役員の兼任	債務保証	6,960	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) (1) 経営管理料および経理業務委託料については、契約条件により決定しております。
(2) 資金の貸借については、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であります。
(3) 貸付金・借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
(4) 株式会社三越伊勢丹が支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。
(5) 当該子会社への短期貸付金に対し、8,200百万円の貸倒引当金を計上しております。
当該子会社の債務超過額に対し、108百万円の関係会社事業損失引当金を計上しております。
また、当事業年度において102百万円の関係会社事業損失引当金繰入額を計上しております。

2.役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	細谷 敏幸	(被所有) 直接0.0%	当社取締役代表執行役社長 CEO	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分	26	-	-
役員	牧野 欣功	(被所有) 直接0.0%	当社取締役執行役常務 CSDO 兼CFO	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分	13	-	-
役員	金原 章	(被所有) 直接0.0%	当社執行役常務 CAO 兼CRO 兼CHRO	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分	11	-	-
役員	山下 卓也	(被所有) 直接0.0%	当社執行役常務 CMO	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分	11	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

自己株式の処分価額は、2024年7月12日（本自己株式処分の取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、[重要な会計方針に係る事項に関する注記] の3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,183円97銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 47円36銭 |

[重要な後発事象]

自己株式の取得及び消却

連結注記表[重要な後発事象に関する注記]の自己株式の取得及び消却に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

執行役等を対象とした報酬制度の改定

連結注記表[重要な後発事象に関する注記]の執行役等を対象とした報酬制度の改定に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計監査人 監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉本	義浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	衣川	清隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高田	雅代

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会 監査報告書

監査報告書

当監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス 監査委員会

常勤監査委員 石塚 由紀

監査委員 安藤 知子

監査委員 越智 仁

監査委員 助野 健児

(注) 監査委員 安藤 知子、越智 仁、助野 健児は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会のライブ配信のご案内

オンライン配信日時

2025年6月24日（火曜日） 午前10時から株主総会終了時刻まで

※当日ライブ視聴ページには、開始時刻30分前頃よりアクセスが可能となります。

ご視聴方法

■株主総会オンラインサイト
URLにアクセスしてください。

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



■ログイン

上記よりアクセス後、ログイン画面にて「ログインID」および「パスワード」を入力の上、ご利用規約に同意いただき、ログインしてください。

1 ログインID **0035 + 株主番号8桁***

*株主番号は、「議決権行使書」等に記載されている8桁の番号です。

2 パスワード **株主様の郵便番号7桁 + 2025**

*郵便番号は、2025年3月31日時点の株主名簿ご登録住所の情報を使用しています。

■視聴

- ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。
- 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックし、開始してください。

ご注意事項

- ライブ配信で本総会をご視聴いただく場合、会社法上の株主総会への出席とは認められず、当日のご質問や議決権行使はできません。書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願いいたします。
- アクセスに際して発生する通信料等は株主様のご負担となりますのでご了承ください。また、ご使用の端末、インターネット環境により、映像や音声に不具合が生じる場合やご視聴ができない場合がございます。
- ライブ配信の撮影・録音・保存及びSNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りをさせていただきます。
- やむを得ない事情によりライブ配信を実施できなくなる場合がございます。

本サイトに関わるお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-676-808** (通話料無料)

受付時間 土日祝日を除く平日9時～17時
(ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了まで)

当社ウェブサイトのご案内

当社が開示している情報につきましては、以下のURLまたは二次元コードよりアクセスいただけます。本「招集ご通知」と併せ、当社の取り組みをご参照ください。

▶ 株主総会関連資料

招集ご通知
決議ご通知 など

➤ **株主総会**をご覧ください。

アクセスはこちら ▶
<https://www.imhds.co.jp/corporate/ir/stockholder/meeting/index.html>



▶ IR関連資料

➤ **IR関連資料**をご覧ください。

アクセスはこちら ▶
<https://www.imhds.co.jp/corporate/ir/index.html>



▶ 決算関連資料

決算短信
決算説明会資料 など

➤ **決算情報**
三越伊勢丹ホールディングス
をご覧ください。

アクセスはこちら ▶
<https://www.imhds.co.jp/corporate/ir/finance/index-of-accounts.html>



▶ その他IR資料

➤ **統合レポート**をご覧ください。

アクセスはこちら ▶
<https://www.imhds.co.jp/corporate/ir/library/annual-report.html>



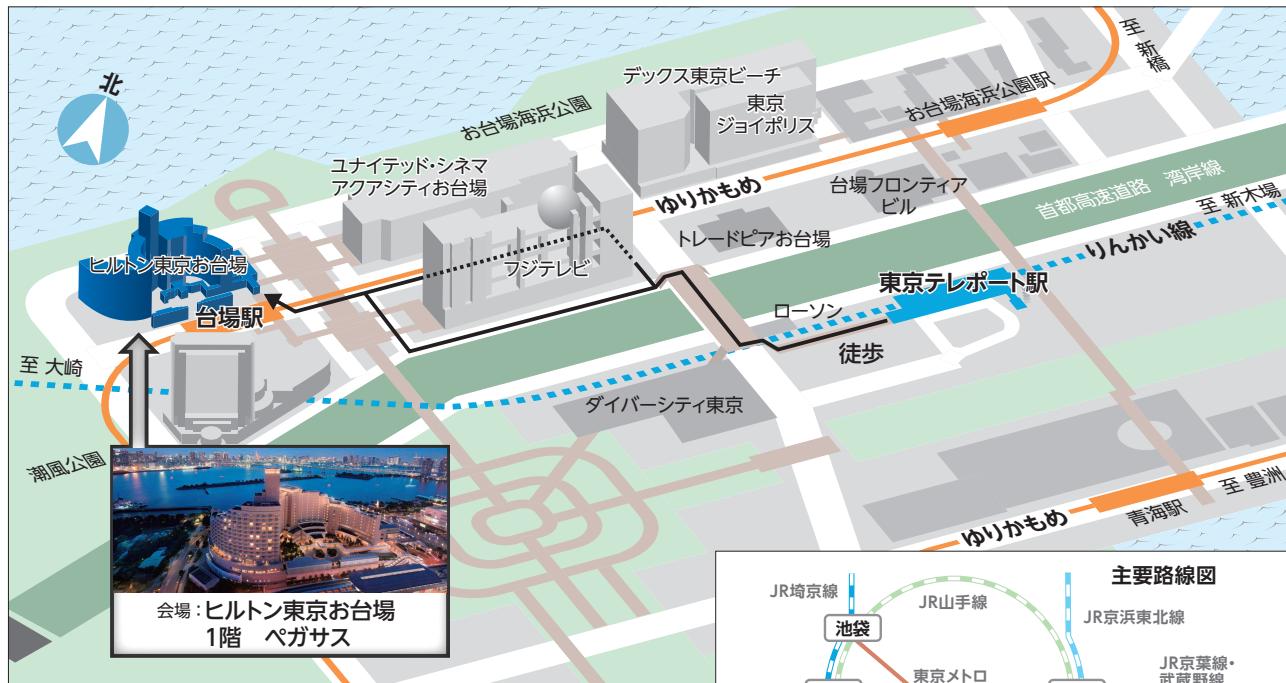
➤ **サステナビリティレポート**
をご覧ください。

アクセスはこちら ▶
<https://www.imhds.co.jp/corporate/sustainability/sustainability-report/index.html>



定時株主総会会場 ご案内図

会場 東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場
1階 ペガサス



会場：ヒルトン東京お台場
1階 ペガサス

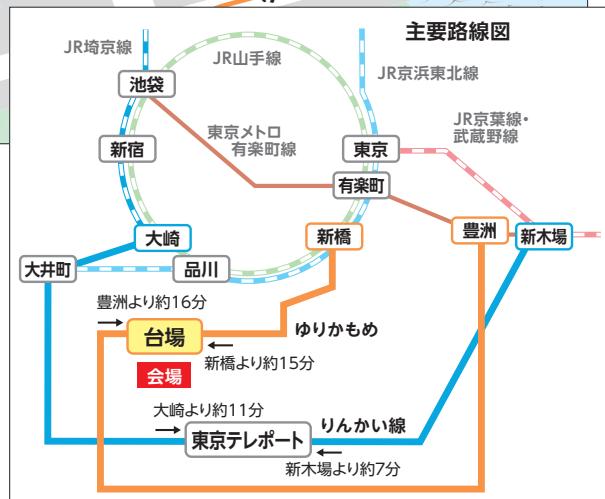
最寄駅

ゆりかもめ 台場駅直結（改札を出て左にお進みください）
りんかい線 東京テレポート駅より徒歩 約15分

路線バス 路線バスもご利用いただけます。

お台場レインボーバス（品川駅港南口（東口）
→ヒルトン東京お台場下車）
（所要時間約30分前後）

総会会場と東京テレポート駅との送迎バスは運行いたしません。



駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車・自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会のお土産に関するお知らせ】
本株主総会におけるお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。